

# 韓国における営業秘密流出対策について

弁理士 金世元 ([ksw@hanyanglaw.com](mailto:ksw@hanyanglaw.com)), 韓洋国際特許法人

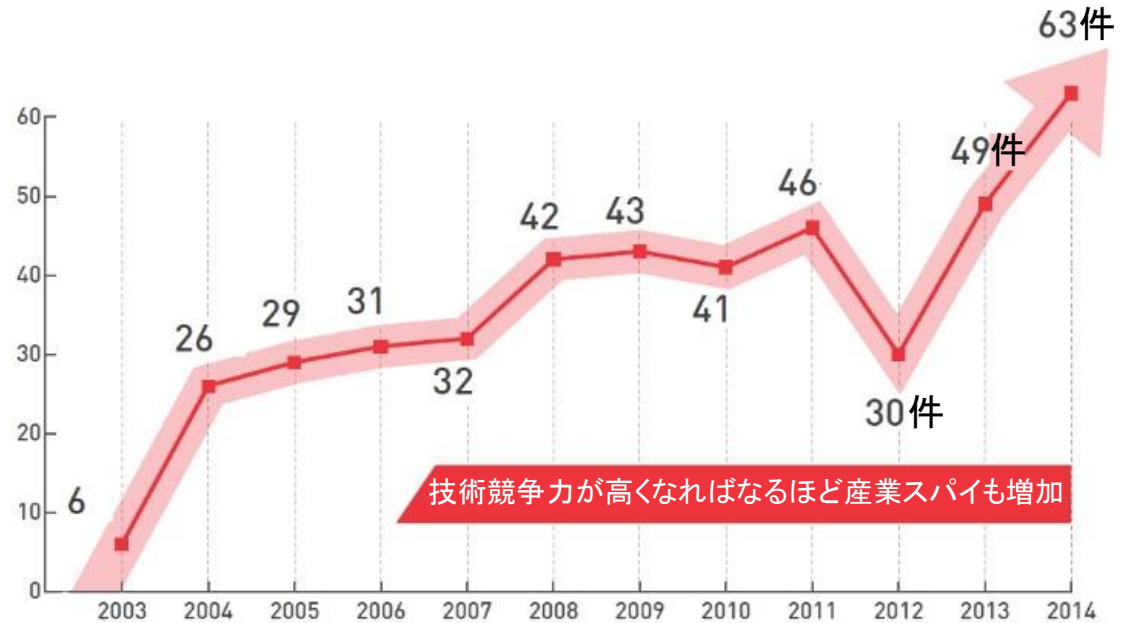
**JETRO** Japan External Trade Organization



# 2014年 技術漏えい統計

(資料:産業機密保護センター)

## 年度別産業スパイ件数



## 被害企業規模別現況

[大企業]

(2010年~2014年/最近5年)



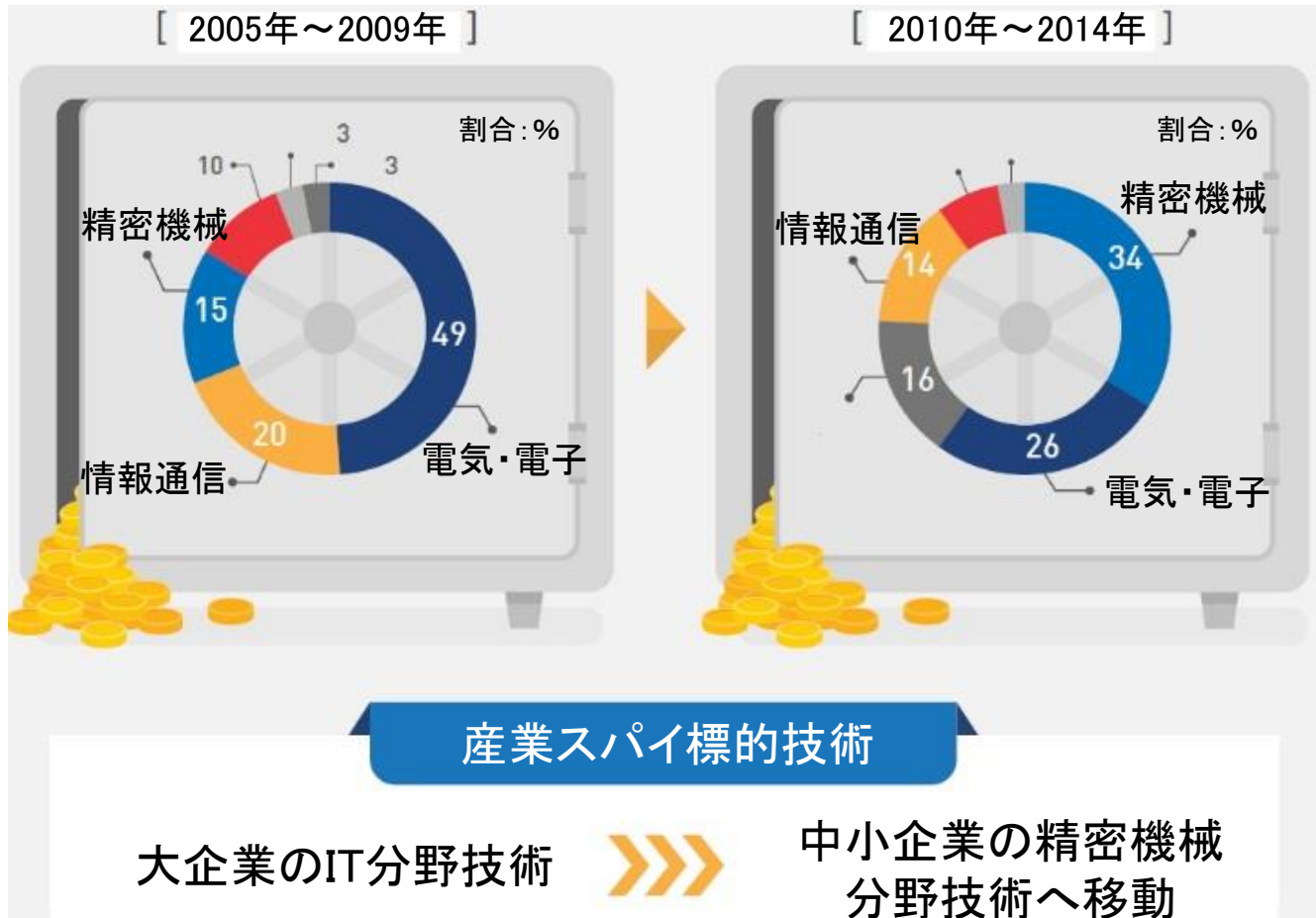
[中小企業]



# 2014年 技術漏えい統計

(資料:産業機密保護センター)

## 技術漏えい分野別の現況

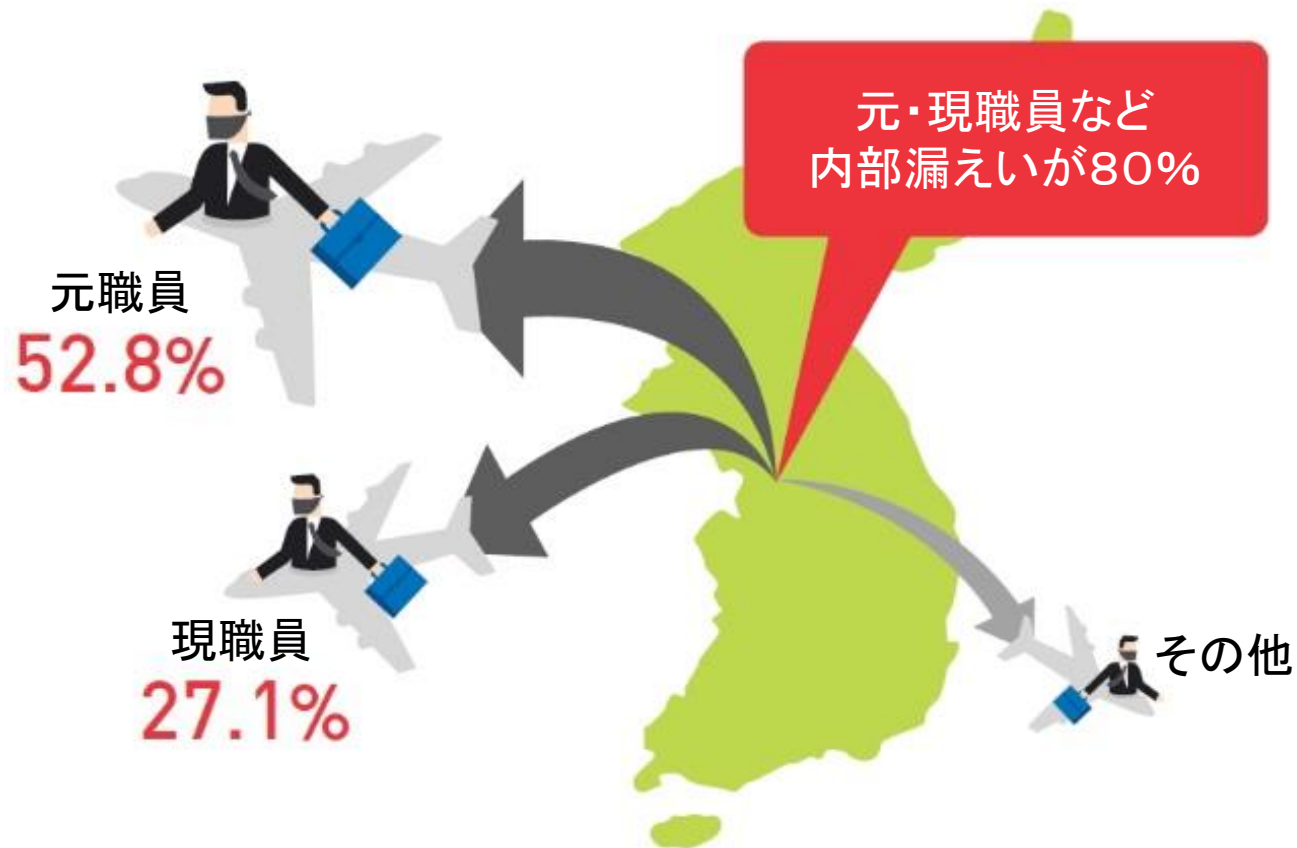


# 2014年 技術漏えい統計

(資料:産業機密保護センター)

## 産業スパイ主体

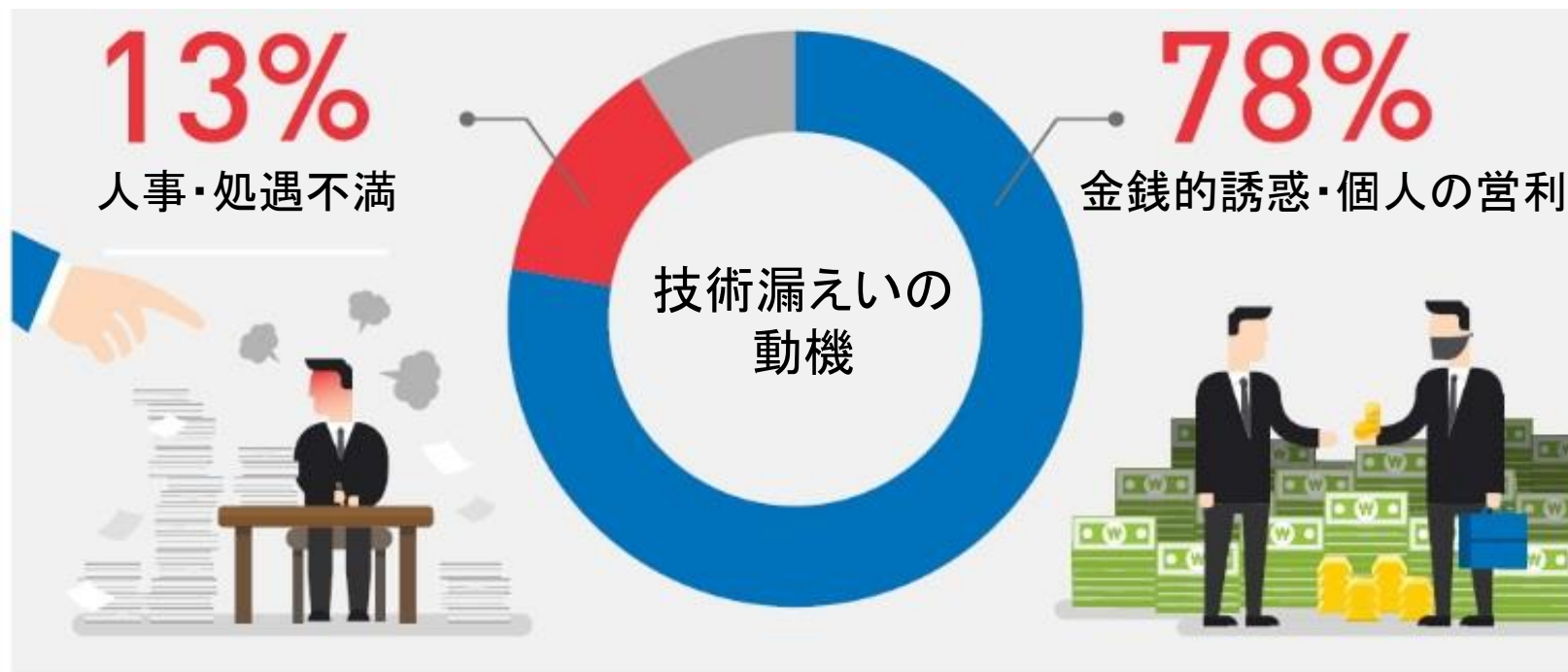
(2010年～2014年/最近5年)



# 2014年 技術漏えい統計

(資料:産業機密保護センター)

## 技術漏えいの動機



産業スパイ手法

先端化・知能化・高度化

# 2014年 技術漏えい統計

(資料:産業機密保護センター)

## 産業スパイ事件の兆候

- ✓ 他社で**類似品生産**
- ✓ **価格引き下げ**の要求または**取引先の変更**
- ✓ 製品のA/S理由など、**ソースコードを要求**
- ✓ 生産製品の注文量または売上高が**急に減少**
- ✓ 共同研究、合併投資など、意向書のみ締結した後、**本契約を引き伸ばす**

# 資料

特許庁委託事業

## 営業秘密流出対応マニュアル (韓国)

日本貿易振興機構  
2015年3月

## 営業秘密管理指針

平成15年1月30日  
(全部改訂：平成27年1月28日)

経済産業省

# 目 次

- ◆ I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例 ●
- ◆ II. 韓国における営業秘密保護制度 ●
- ◆ III. 韓国における営業秘密流出実態 ●
- ◆ IV. 営業秘密の流出を防止するための対策 ●



# I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例

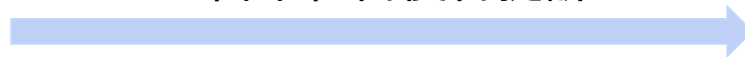
- ◆ I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例
- ◆ II. 韓国における営業秘密保護制度
- ◆ III. 韓国における営業秘密流出実態
- ◆ IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

# I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例



新日鐵住金

営業秘密侵害提訴



2012年 東京地方裁判所

posco

## 事件の背景



posco

2007年、方向性電磁鋼板に関するPOSCOの営業秘密を中国の競合他社に流出した疑いで、POSCOの元研究員2人を大邱地方裁判所に起訴した。



BAOSTEEL 宝钢

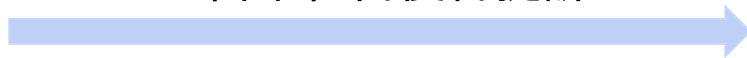
2008年の1審判決文と2010年の2審判決文において“…POSCOが…製造技術を開発した当時、新日本製鐵の元技術者ら…と用役契約を結び、彼らから新日本製鐵の各種資料と情報の提供を受けたとの疑いを持たれている点…”のように判示することにより、POSCOが新日本製鐵から当該技術に関する基礎情報の提供を受けたという状況が明らかになった。

# I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例



新日鐵住金

営業秘密侵害提訴



2012年 東京地方裁判所

POSCO

本事件から浮かび上がる産業スパイの3つの手口\*

手口1

資料の持ち出し

直ちに最新の製造設備を立ち上げるにより日本企業に追いつこうとの意図から、ターゲットは**日本企業の最新鋭の製造設備の設備資料、操業資料**そのもの。

手口2

中核技術者の籠絡

中核技術者を巧妙にスカウトし、協力者に仕立てあげることから、**従来の営業秘密管理施策では防げない。**

手口3

隠ぺい工作

盗み出した情報を「使用していない」ことにするためダミー特許を申請する等、**万一露見した場合に充分備えている。**

\* 実原 幾雄, 2014. 11. 27., “当社に係る営業秘密盗用訴訟の概要と教訓、営業秘密保護法制について”

# I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例

TOSHIBA

営業秘密侵害提訴

2014年 東京地方裁判所



## 事件の概要

- ・ 東芝のフラッシュメモリ技術が、SKハイニックスに流出されたという疑いに関連して、東芝の退職者S氏（東芝の提携先である‘サンディスク’の元従業員）が日本の警察に逮捕された(2014年 3月)。
- ・ S氏は、東芝に在職中であった2008年、東芝のフラッシュメモリの開発拠点である四日市工場(三重県)で、メモリの大容量化に必要な最新の研究データを記録媒体にコピーして持ち出し、転職先のSKハイニックスに提供した疑いを受けた。
- ・ 2015年3月判決(東京地方裁判所): “日本の重要な産業情報が流出され、社会に与えた衝撃が大きい…(研究資料の流出は)極めて悪質な営業秘密の情報開示だ…”として、S氏に対し懲役5年、罰金300万円の判決を下した。

# I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例

不正競争防止法(日本)改正法律案の概要\*: 2015年3月13日公表

## A. 抑止力の向上

### (1) 法定刑の引上げ等

抑止力向上のため、**罰金刑を引き上げる**。(現行:個人1千万円以下、法人3億円以下)また、**犯罪収益を没収**できることとする。

【第21条第1項、第3項、第10項】

### (2) 非親告罪化

営業秘密侵害罪を**非親告罪**とする(公訴提起にあたって被害者からの告訴が不要となる)。

【新第21条第5項】

### (3) 立証負担の軽減

立証が困難である「加害者(被告)の企業情報の不正使用」について、**一定の要件の下、被害者の立証負担を軽減**する。(被告が当該情報の不使用を立証)

【新第5条の2】

### (4) 企業情報使用物品の譲渡・輸出入等行為

**企業情報を侵害して生産された物品**を譲渡・輸出入等する行為を、損害賠償や差止請求の対象とするとともに、**刑事罰の対象とする**。

【民事:新第2条第1項第10号】

【刑事:新第21条第1項第9号】

## B. 処罰範囲の整備

### (1) 企業情報窃取等の未遂行為

「サイバー攻撃」などによる企業情報窃取や転売等の**未遂行為**を刑事罰の対象とする。

【新第21条第4項】

### (2) 転々流通した企業情報の転得者

転々流通する企業情報について、**不正に取得されたことを知って取得した者**による使用、転売等を刑事罰の対象とする。(現行:実行行為者からの直接の取得者のみ)

【新第21条第1項第8号】

### (3) クラウドなど海外保管情報の窃取

日本企業が国内で管理し、海外で保管する情報の「**取得・領得**」行為も刑事罰の対象とする。(例:海外サーバーからの情報窃取など)

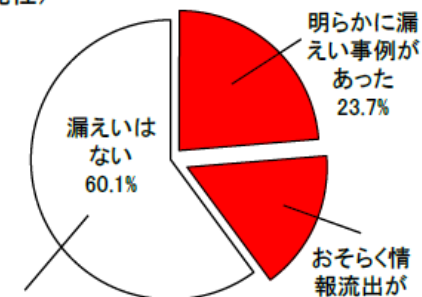
【新第21条第6項】

## <最近の営業秘密漏えい事例>

- ▶新日鐵の高機能鋼板の技術情報がポスコ(韓)に漏えい(2012提訴)
- ▶東芝のフラッシュメモリの技術情報がSKハイニクス(韓)に漏えい(2014提訴)
- ▶ベネッセの顧客情報がSE・名簿事業者等に漏えい(2014)

## 情報の漏洩の実態

少なくとも約4割の大企業(全企業で約14%)で情報漏えいの疑い(これも氷山の一角に過ぎない可能性)

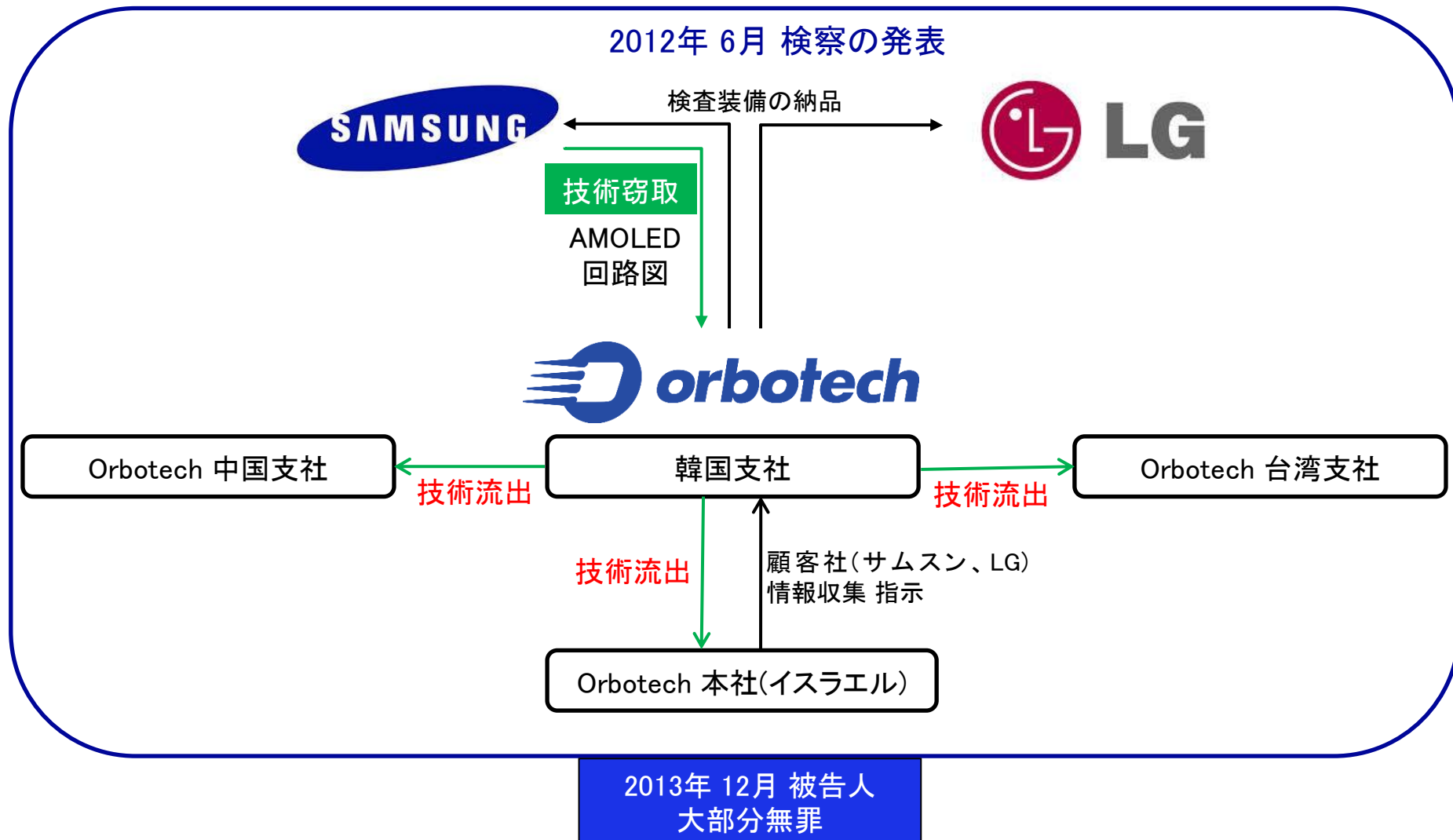


※「漏えいはない」とした企業の約3割は、そもそも、漏えい防止措置を何ら取っていないと回答

(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査(回答約3,000社)

\* <http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313002/20150313002-3.pdf>

# I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例



## II. 韓国における営業秘密保護制度

I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例

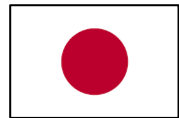
II. 韓国における営業秘密保護制度

III. 韓国における営業秘密流出実態

IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 1. 営業秘密の要件



「不正競争防止法」第2条第6項

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

[要件] 秘密管理性、有用性、非公知性



「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(‘営業秘密保護法’)」第2条第2号

“営業秘密”とは、公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、合理的な努力\*によって秘密として保持された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう。

[要件]非公知性、経済的有用性、合理的な努力による秘密管理性

\* 改正前の‘相当な努力’より緩和された表現である。



## II. 韓国における営業秘密保護制度



情報の入ったパソコンのIDとパスワードを複数の従業員で共有しており、さらにIDとパスワードを付箋に書いて貼ってあり、退職者が出てIDとパスワードが変更されることはなかったという事案において、IDやパスワードの趣旨が有名無実化していたというような事情があればともかく、そのような事情が認められない限り、なお秘密管理性を認めるに妨げないとして**秘密管理性を肯定**(大阪地判平成20年6月12日 平成18年(ワ)5172号)。

パスワードが変更されたことはなく、パソコンにパスワードを記載した付箋を貼っている者がおり、プライスリストを印刷したものに「社外秘」等の押印をする取決めはなかった事案において、プライスリストに機械製造業者にとって一般的に重要であることが明らかな仕入原価等の情報が記載されていること等を参酌し、プライスリストの外部への提示や持ち出しが許されていたという事情は認められないとして**秘密管理性を肯定**(名古屋地判平成20年3月13日 平成17年(ワ)3846号)\*。

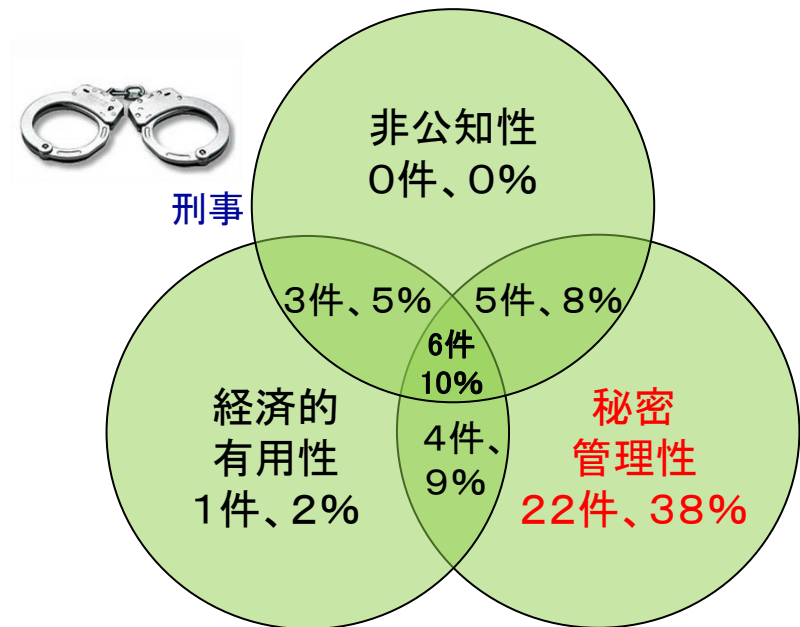
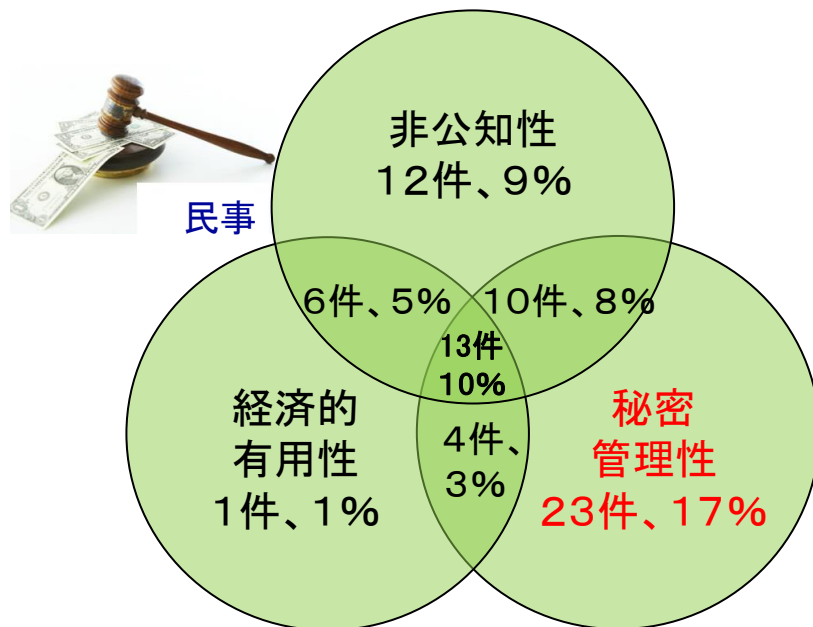


プログラムのソースコードのような情報が、**相当な努力によって秘密に保持、管理されたというためには、。。。**例えば、職員に各自そのアクセス権限によって固有の識別番号とパスワードなどを付与して、その識別番号とパスワードを入力する場合にのみアクセスおよび複製を可能にする一方、アクセスや複製が行なわれた場合には、そのログ記録を残して誰がいつアクセスして、どのような作業をしたかを事後にも追跡できるようにしたり、保安管理専門担当職員を置いてその担当者の事前許諾によるアクセスのみ許容するなどの追加的なセキュリティ措置が必要である(2006コ単4808)。

## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 1. 営業秘密の要件 - 判例での適用

- ❖ 営業秘密保護の要件の不足を理由に**棄却(無罪)**となった**類型**の分類



## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 1. 営業秘密の要件 (1) 非公知性

---

- ❖ 定義：その情報が。。。不特定多数人に知られていないため、**保有者を通じなければその情報を通常入手できないこと**(大法院 2008. 4. 10. 宣告 2008ド679 判決)
- ❖ あるアイデアが国内で使用されたことがないとしても、**国外で既に公開又は使用されることにより、そのアイデアの経済的価値を得ることができる者に知られている状態にあるのなら**ば、そのアイデアは営業秘密だと認められないが、外国の技術を輸入・改良して秘密として管理してきたのであれば、その技術は営業秘密に属する。
- ❖ 絶対的な秘密を意味するものではなく、**一部または一定範囲の人々が知っているとしても、秘密として保持されていれば十分。**

## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 1. 営業秘密の要件 (2) 経済的有用性

---

- ❖ “独立した経済的価値”：その情報の保有者が、その情報の使用を通じて競争者に対して競争上の利益を得たり、又はその情報の取得や開発のために相当な費用、又は努力が必要である。
- ❖ 上記の情報がすぐ営業活動に利用できる程度の完成された段階に達していなかったり、実際第三者に何の助けも与えたことがなかったり、誰でも試作品さえあれば実験を通じて知ることができる情報だとしても、独立した経済的価値を認める。
- ❖ 流出した場合、少なくとも競争社が同種品目を開発することにおいて試行錯誤を減らすことができ、**時間を短縮するなどに資する**情報も含む。

## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 1. 営業秘密の要件 (3) 秘密管理性

---

‘**相当な努力**による秘密管理’の例示: 大法院 2008ド3435 判決

- ❖ 保管責任者の指定
- ❖ セキュリティシステム
- ❖ 保安全管理規定
- ❖ **業務ファイルを重要度によって分類**
- ❖ **対外秘または機密資料だという特別な表示**
- ❖ サーバー内に保存された情報を閲覧・コピーできたかどうか
- ❖ ファイアウォールの設置
- ❖ 個々人のコンピュータから内部ネットワーク網を通じてアクセス可能かどうかなど

## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 1. 営業秘密の要件 (3) 秘密管理性

---

- ❖ 相当な努力によって秘密として保持されず、一般的な**会社の機密保持に対する覚書を提出されただけでは、秘密管理性は認められない。**
  - コンピュータにパスワードの設定がない。
  - 別途のロックシステムがない(誰でもコンピュータの資料を閲覧、コピー可能)。
  - 定期的にバックアップしたCDを誰でも、いつでも利用できる。
  
- ❖ 保安管理をしてきたが、当該資料が秘密として分類又は表示されておらず、対外秘として管理していたという主張をしながらも、**どのように分類及び管理したか立証できなかった事案**において秘密管理性を否認(ソウル中央地方法院 2009カ合412 判決)

## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 2. 営業秘密侵害の類型(営業秘密保護法 第2条第3号): 6つの行為

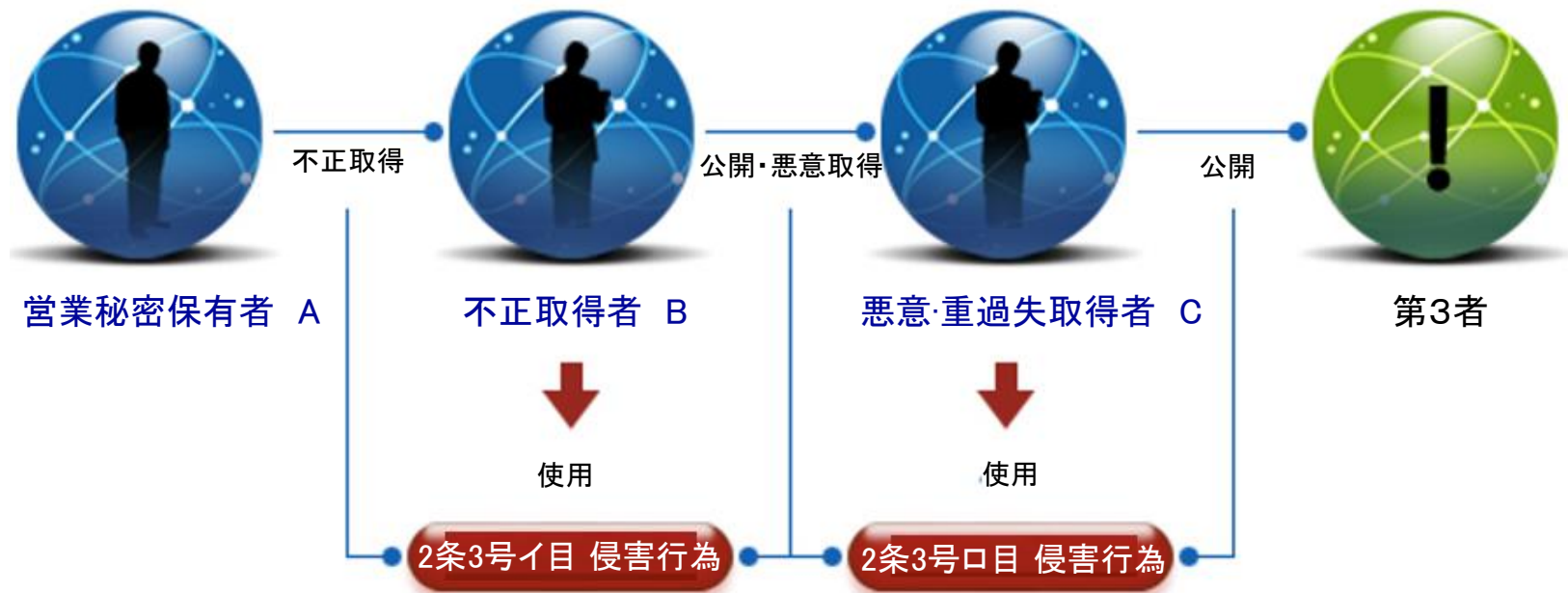
#### ❖ 不正取得行為(2条3号イ目)



## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 2. 営業秘密侵害の類型(営業秘密保護法 第2条第3号): 6つの行為

#### ❖ 不正取得者からの悪意取得 行為(2条3号ロ目)

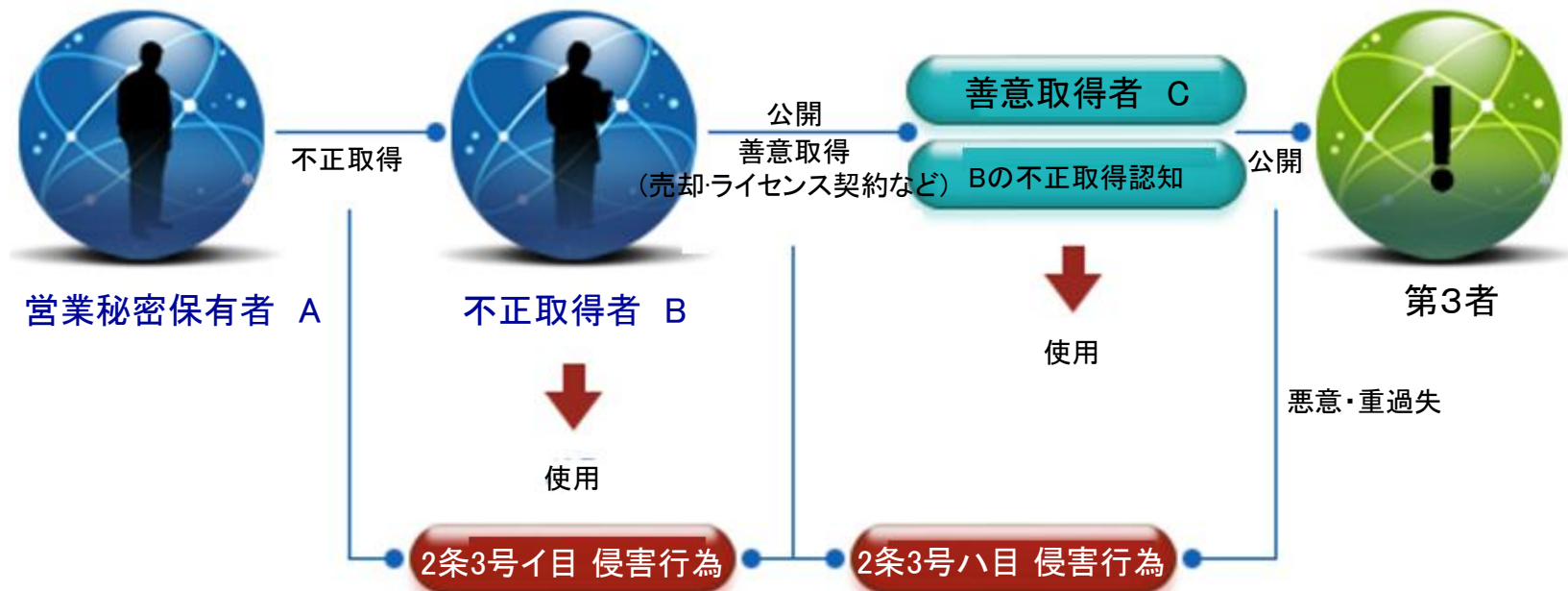




## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 2. 営業秘密侵害の類型(営業秘密保護法 第2条第3号): 6つの行為

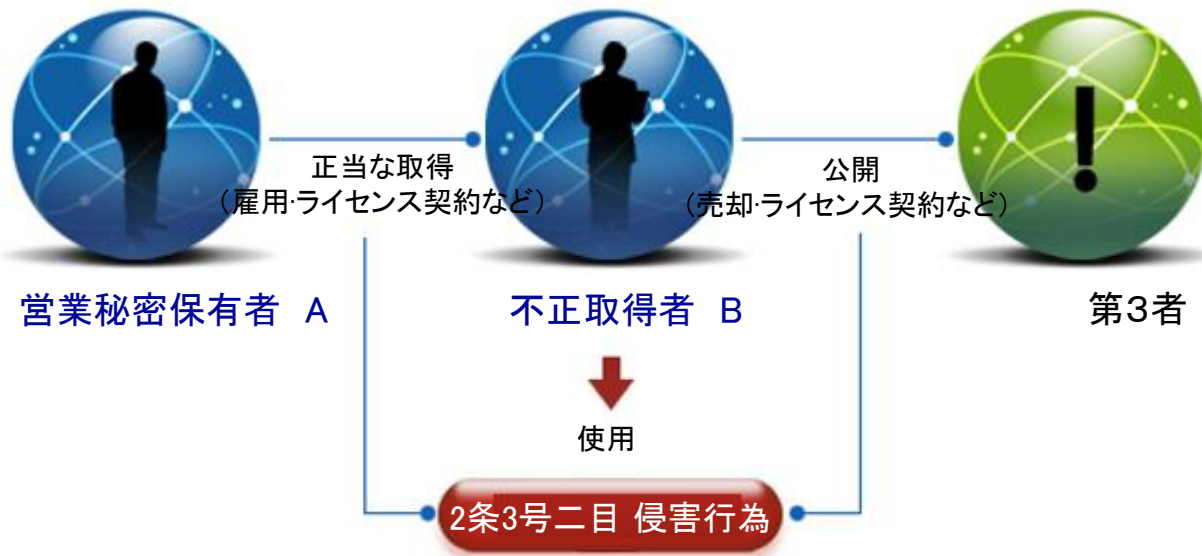
#### ❖ 事後的関与行為(2条3号ハ目)



## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 2. 営業秘密侵害の類型(営業秘密保護法 第2条第3号): 6つの行為

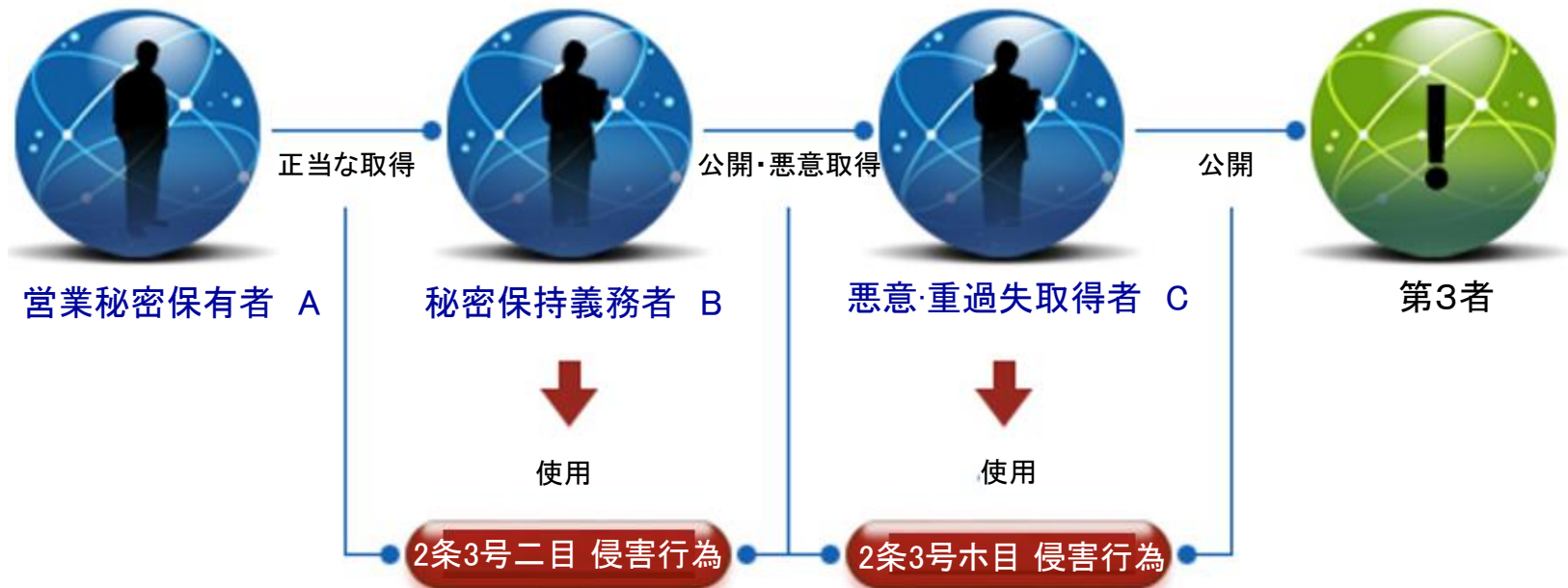
#### ❖ 不正公開行為(2条3号二目)



## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 2. 営業秘密侵害の類型(営業秘密保護法 第2条第3号): 6つの行為

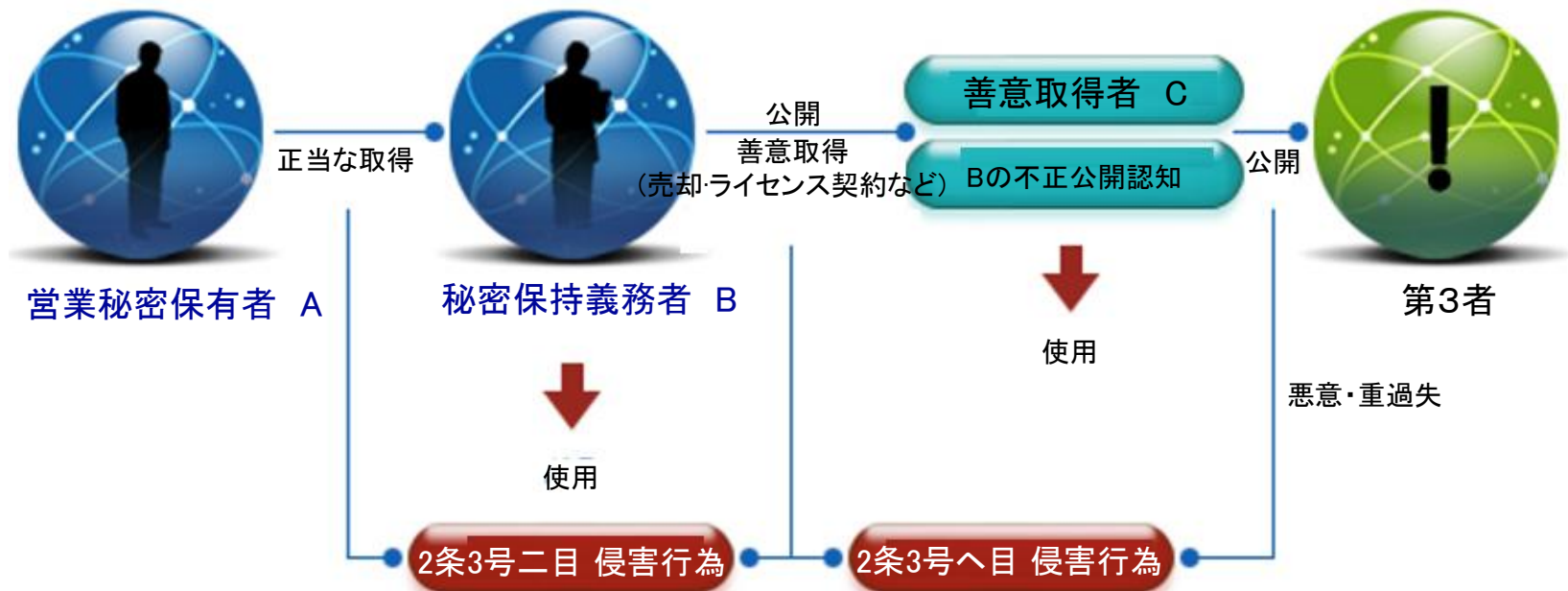
❖ 不正公開行為者からの悪意取得 行為(2条3号ホ目)



## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 2. 営業秘密侵害の類型(営業秘密保護法 第2条第3号): 6つの行為

#### ❖ 不正公開行為に関する事後的関与 行為(2条3号へ目)



## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 3. 営業秘密侵害に対する救済\*

#### 予防措置

証拠資料確保	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 退職者の参加プロジェクトの書類、誓約書の管理/点検</li><li>✓ 営業秘密の管理台帳記録</li><li>✓ IDの利用現況の保存</li><li>✓ 施錠装置や出入り統制システムにカードキーシステムを導入</li></ul>
原本証明制度	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 営業秘密の原本の有無および存在時点の証明</li></ul>
転職禁止約定	“勤労者が転職した会社で、営業秘密に関連した業務に従事することを禁止せずには会社が営業秘密を保護することができないという特殊な事情がある場合には、具体的な <b>転職禁止約定がないとしても</b> 、営業秘密保護法上の禁止請求権の内容として、競業禁止請求をすることができる。”(韓国大法院判決)

#### 紛争発生



民事的救済



刑事的救済

\* “営業秘密侵害時の紛争解決手続き” 営業秘密保護センター

## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 3. 営業秘密侵害に対する救済

#### 民事訴訟



仮処分手続	✓ 暫定的な侵害禁止命令
民事的請求権	✓ 禁止および予防請求権 ✓ 廃棄/除去などの請求権 ✓ 損害賠償請求権(損害額の推定など) ✓ 信用回復請求権
裁判上の営業秘密の流出防止のための措置	✓ 文書提出命令: 当事者の申請により、損害額の算定時に必要な資料を提出 ✓ 秘密保持命令: 訴訟遂行以外の目的での営業秘密の使用禁止、秘密保持命令を受けた者以外の者に営業秘密の公開禁止
民事訴訟手続	✓ 普通手続: 判決手続、強制執行手続 ✓ 特別手続: 提訴前の和解手続 ✓ 付随手続: 訴訟費用額の確定手続、証拠保全手続、執行文付与手続、仮差押え手続、仮処分手続

## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 3. 営業秘密侵害に対する救済

#### 刑事訴訟



営業秘密保護法による対応	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 営業秘密保護法上の侵害行為に該当するかを確認</li><li>✓ 公訴事実の特定: 営業秘密侵害犯罪の日時/場所/方法を明示</li></ul>
一般刑法による対応	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 業務上背任罪: 秘密保持義務者が背任行為を犯した場合</li><li>✓ 業務妨害罪: 業務を妨害した場合</li><li>✓ 窃盗罪: 営業秘密が記録されている保存媒体などを窃取した場合</li><li>✓ 財物損壊罪: 帳簿の隠匿、記憶媒体の損傷、施錠装置の毀損など</li><li>✓ 秘密侵害罪: 営業秘密が記載されている文書に秘密装置などを施した場合</li></ul>
刑事訴訟手続	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 公訴提起前の手続: 捜査手続、公訴手続</li><li>✓ 公訴提起後の手続: 判決手続、刑執行手続</li></ul>

## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 4. 営業秘密保護のためのその他の制度の運営現況

---

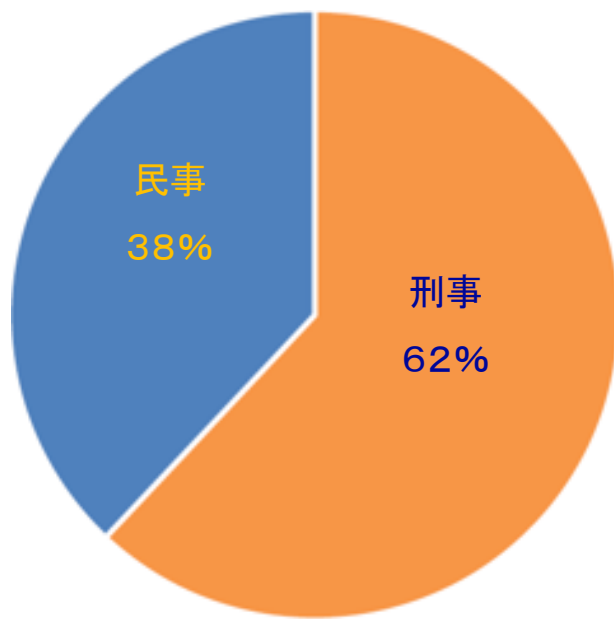
- (1) 技術資料任置制度
- (2) 営業秘密原本証明制度
- (3) 下請公正化に関する法律
- (4) 産業技術の流出防止および保護に関する法律
- (5) 商法
- (6) 知的財産基本法



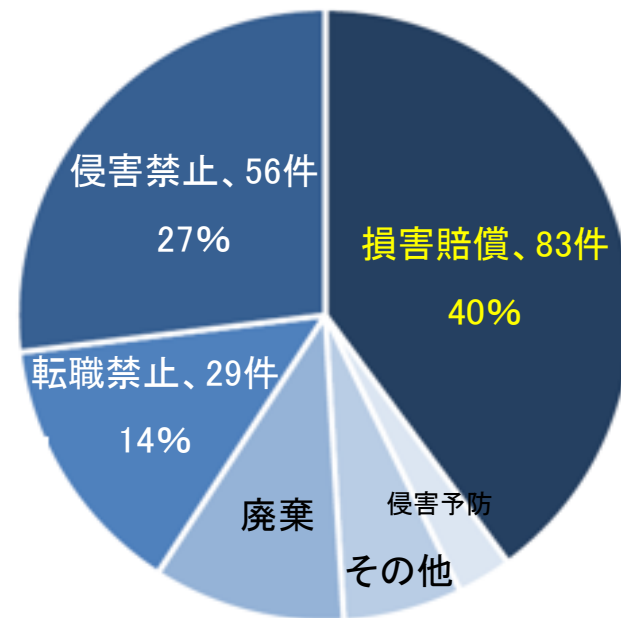
## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 5. 営業秘密侵害に関する判例の分析(2005～2010年)

事件の種類別分布



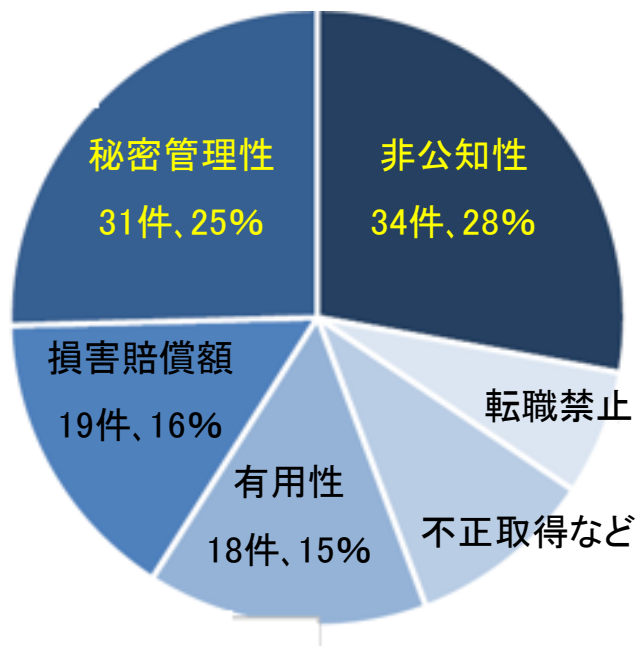
請求の趣旨別分類(民事)



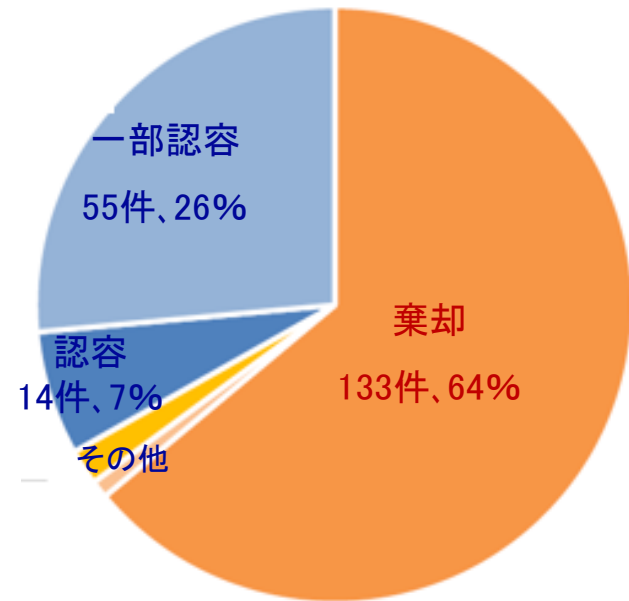
## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 5. 営業秘密侵害に関する判例の分析(2005～2010年)

主要争点別の分類(民事)



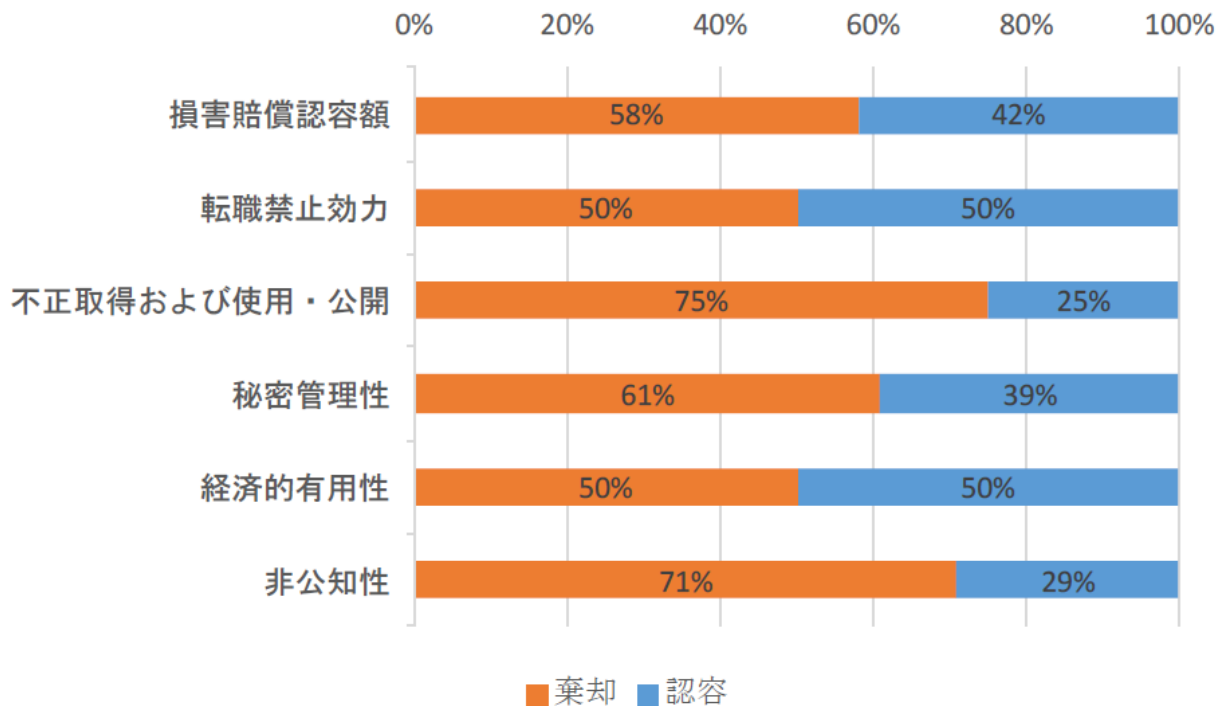
結果別の分類(民事事件)



## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 5. 営業秘密侵害に関する判例の分析(2005～2010年)

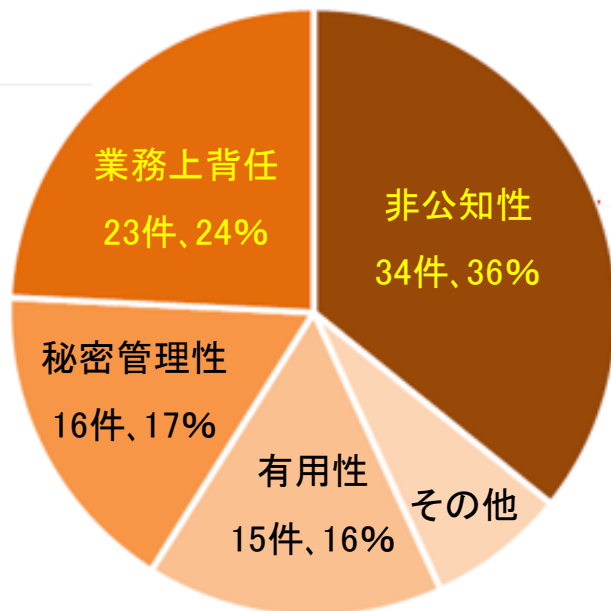
#### 主要争点別における認容率/棄却率(民事)



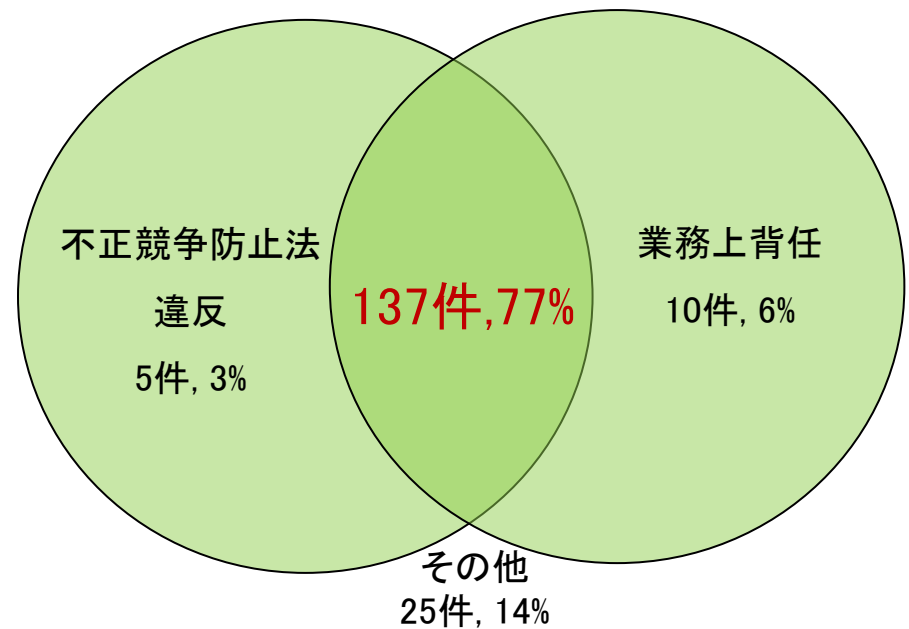
## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 5. 営業秘密侵害に関する判例の分析(2005～2010年)

類型別の主要争点(刑事)



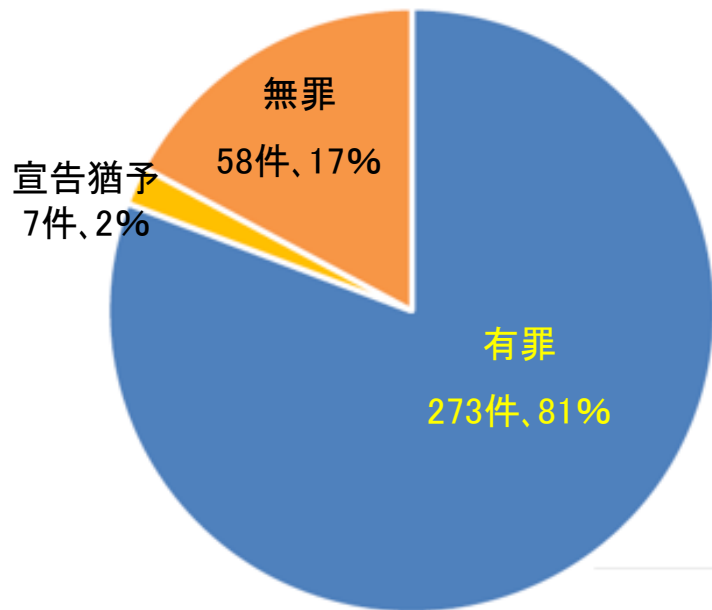
刑法との同時適用認容率(刑事)



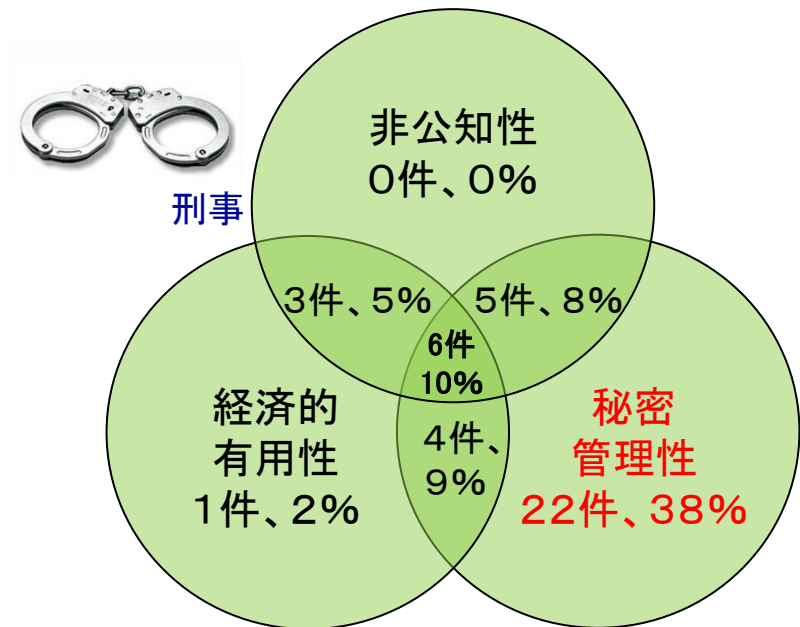
## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 5. 営業秘密侵害に関する判例の分析(2005～2010年)

刑事事件の結果



無罪の理由別分類(刑事)



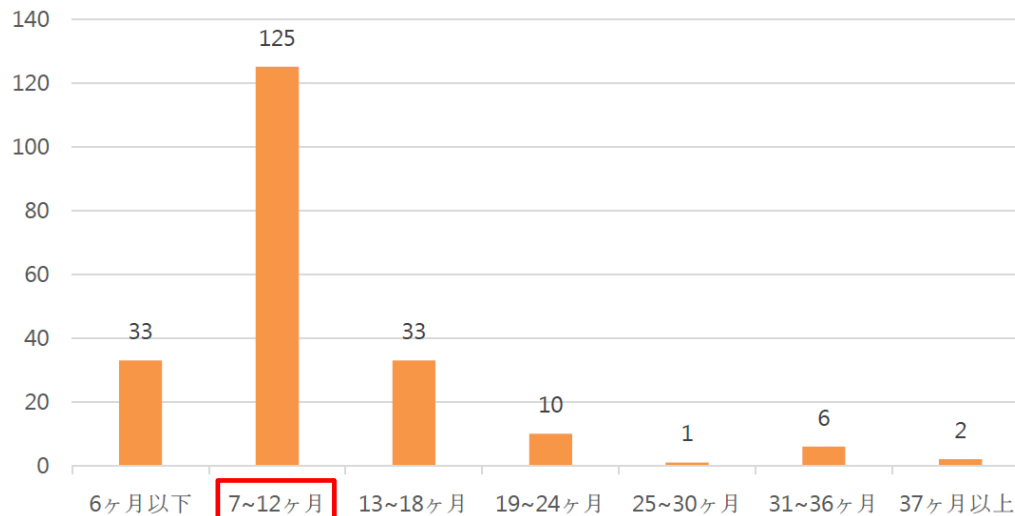
## II. 韓国における営業秘密保護制度

### 5. 営業秘密侵害に関する判例の分析(2005～2010年)

#### 有/無罪の分類(刑事)(2007～2010年)

計	有罪			無罪
	小計: 92 (100%)	自由刑: 78 (84.8%)	罰金刑: 14 (15.2%)	
116 (100%)	92 (79.3%)			24 (20.7%)

#### 量刑(懲役)

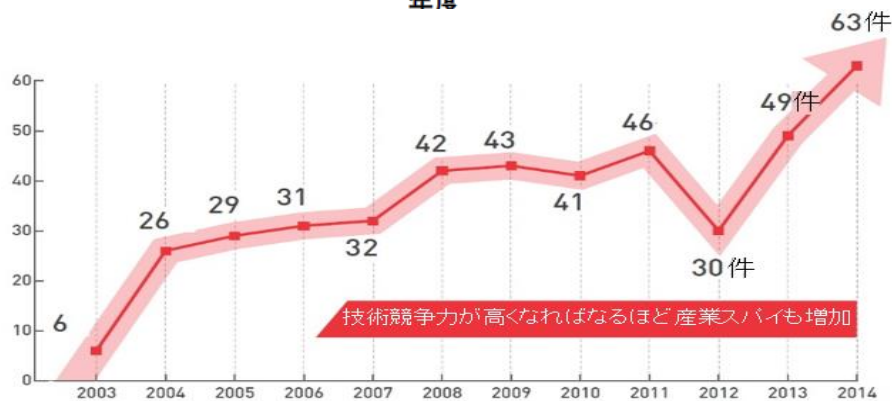
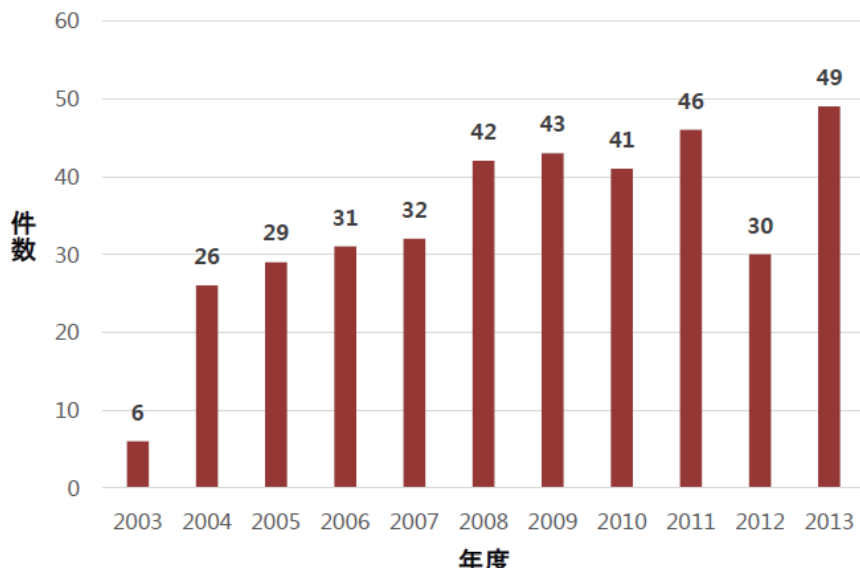


# III. 韓国における営業秘密流出実態

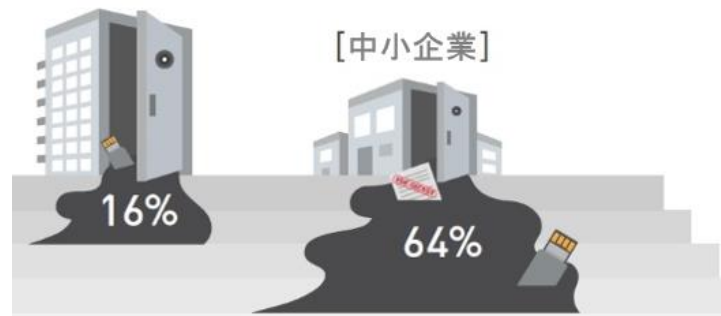
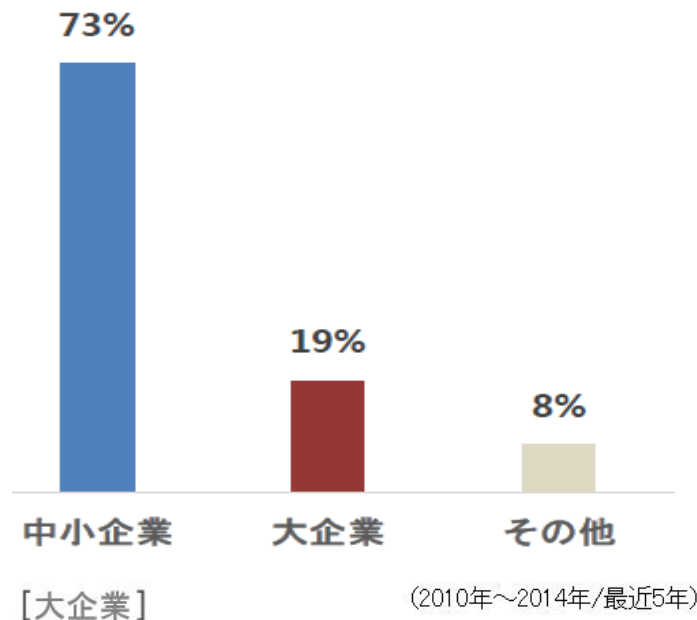
- I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例
- II. 韓国における営業秘密保護制度
- III. 韓国における営業秘密流出実態**
- IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

# III. 韓国における営業秘密流出実態

## 年度別による産業技術の流出件数



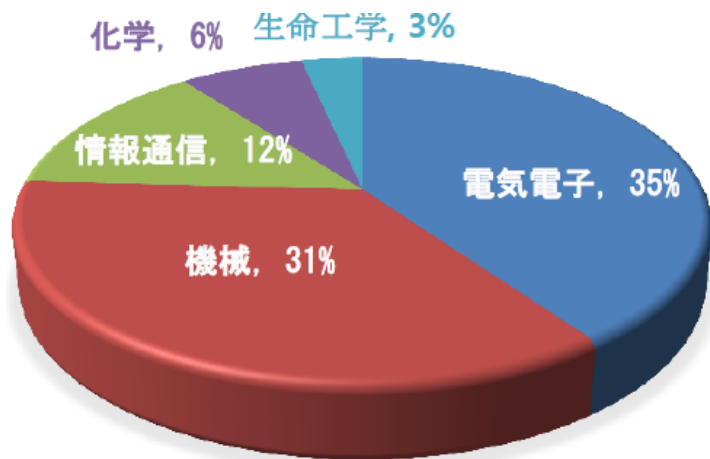
## 企業の規模別による産業技術の流出現況





# III. 韓国における営業秘密流出実態

## 技術分野別による技術流出現況



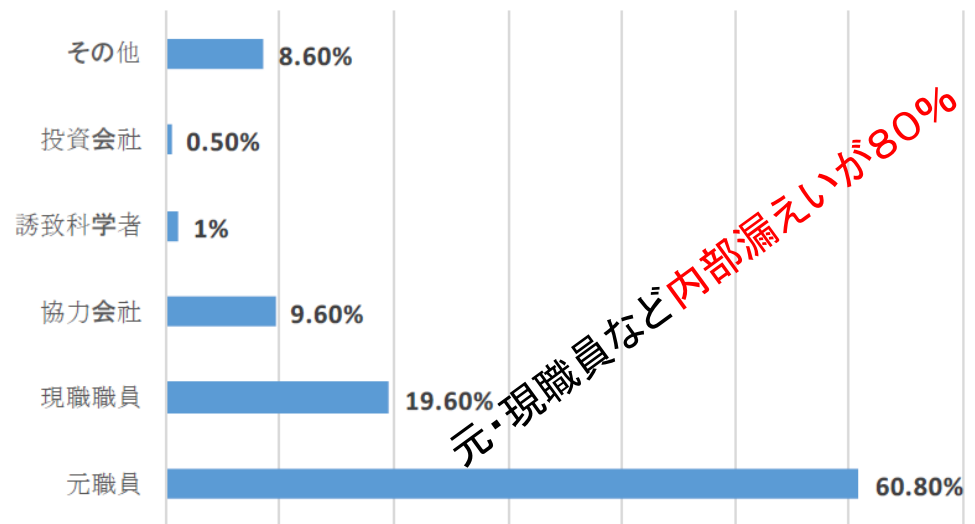
産業スパイ標的技術

大企業のIT分野技術



中小企業の精密機械分野技術へ移動

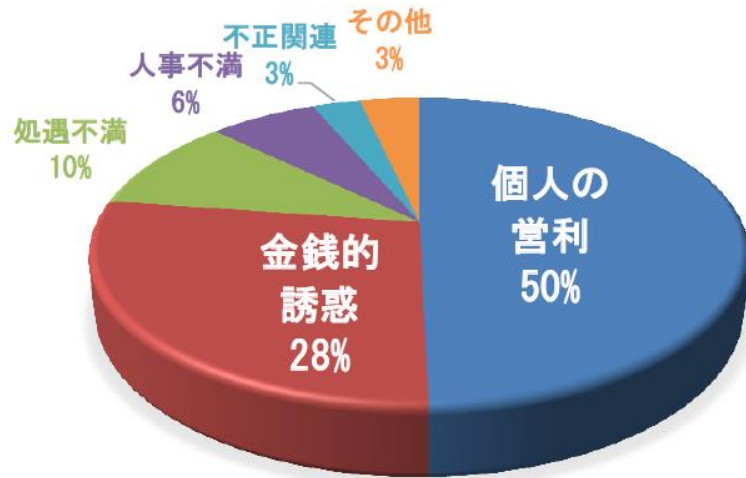
## 流出の主体別による技術流出現況



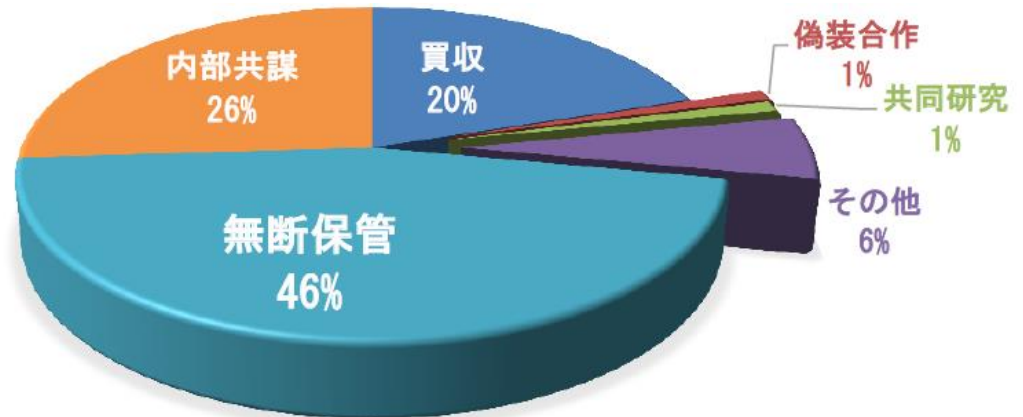
元・現職員など内部漏えいが80%

### III. 韓国における営業秘密流出実態

流出の動機別による技術流出現況



流出の類型別による技術流出現況



### III. 韓国における営業秘密流出実態

#### 流出経路別による技術流出現況

区分	比率
CD, USBなどの外装メモリー	22.8%
書類や図面などのコピーおよび窃取	20.3%
請負など他社との取引	12.2%
E-mail、インターネットなどのネットワーク	7.3%
視察および見学	4.9%
合併事業、共同研究	4.1%
関係者買収	4.1%
人材のスカウト	0.8%
コンピュータのハッキング	0.8%
その他	12.2%
回答なし	10.5%

#### 営業秘密保護法上の侵害類型別による統計

侵害行為類型		民事事件	刑事事件	総合
(イ)目	営業秘密を不正取得・使用・公開する行為	6	18	24
(ロ)目	不正取得した営業秘密を悪意・重過失により取得・使用・公開する行為	2	7	9
(ハ)目	不正取得行為に関する事後的関与行為	2	4	6
(ニ)目	営業秘密を不正・公開・使用する行為	61	167	228
(ホ)目	不正公開された営業秘密の悪意・重過失により取得・使用・公開する行為	1	2	3
(ヘ)目	不正公開された行為に関する事後悪意行為	0	1	1

# III. 韓国における営業秘密流出実態

## 営業秘密保護法上における営業秘密侵害行為類型の事例

---

### A. 不正取得行為

- ロッテ系列会社、ATM核心プログラム不正取得摘発事例
- 競合他社の職員を買収して会員情報などを盗み出した相助会社の職員摘発事例
- 競合他社に転職し、営業秘密を盗み出した30代の摘発事例

### B. 不正取得行為および不正取得者からの悪意取得行為

- 過去に勤務した職場のメールサーバーに侵入し、営業機密を盗み出した元職員の摘発事例
- エアツール技術を海外に流出した元職員の摘発事例
- 半導体の製造技術を盗み出した研究員の摘発事例

### C. 不正公開行為

- サムスン電子のアモレド技術流出の摘発事例
- 転職して会社情報を流出したLG電子前部長の摘発事例
- 中小企業の新技術を米国に流出しようとした技術ドクターの摘発事例
- 待遇への不満から営業秘密を盗み出して競合他社に転職した30代の摘発事例
- 勤務した会社の営業情報を盗み出して創業した20代の摘発事例

# III. 韓国における営業秘密流出実態

## 営業秘密保護法上における営業秘密侵害行為類型の事例

---

### C. 不正公開行為

- 接着剤の核心技術を盗み出した研究員の摘発事例
- ランニングマシンの生産技術を流出した技術流出事犯の摘発事例
- 国内の空きびん検査装置の核心技術を日本企業に流出したグループの摘発事例
- 投資をエサに200億ウォン相当の技術を海外に流出したグループの摘発事例

### D. 不正公開行為および不正公開行為者からの悪意取得行為

- 数百億ウォン相当の核心技術を中国に流出したグループの摘発事例
- 生産設備を模倣したA社幹部の摘発事例
- 次世代消火器技術を流出した前職員の摘発事例

## IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

- ◆ I. 韓国における最近の営業秘密侵害事例
- ◆ II. 韓国における営業秘密保護制度
- ◆ III. 韓国における営業秘密流出実態
- ◆ **IV. 営業秘密の流出を防止するための対策**

## IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

技術漏えいを防止するための企業の対応 \* 資料: 経済産業省「ものづくり白書(2010)」

単位: %

区分	技術漏えい防止対策	国内拠点	海外拠点
基本戦略	✓ 維持すべき秘密内容の把握・設定	19.5	12.4
	✓ 営業秘密管理方針の制定	16.0	8.2
対外的な対応	✓ 取引先との秘密保持契約	37.2	22.2
	✓ 知的財産権の取得	36.6	19
	✓ ノウハウ・技術の留保	8.2	5.2
社内の対応	✓ 知財権専門担当者・部門の設置	12.6	3.8
	✓ データなどの暗号化・接近制限	16.0	9.1
	✓ データなどの搬出制限・記録	23.6	13.9
	✓ 現職従業員との秘密保持契約	26.8	13.6
	✓ 従業員退職時の秘密保持契約	21.1	9.8
	✓ 転職禁止期間の設定	9.5	4.3
	✓ 社内での教育活動	20.4	4.8
✓ その他	12.2	18.4	

## IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

技術漏えいを防止するための企業の対応 \* 資料: 経済産業省「ものづくり白書(2011)」

国際化と技術漏えい防止対策—BLACK-BOX化方法	比率
✓ 現地従業員に対する情報接近制限	38.5
✓ 核心部品・材料などの情報を営業秘密として管理	37.2
✓ ノウハウを遮断した設備は日本で輸出	35.9
✓ 関係者以外への出入り禁止区域を設定	20.5
✓ 特許化をせず、ノウハウとして保護	19.2
✓ 図面の分割などで多数の生産拠点/協力会社に分割発注	6.4
✓ 基幹部品を半導体チップ化などノウハウ/コア技術を遮断	3.8
✓ 模倣ができないように形状/メカニズムの設計変更	3.8
✓ その他	5.1



# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 目次

---

### 1. 営業秘密の保護措置

- 1) 営業秘密の範囲設定および分類体系の構築
- 2) 制度的規則
- 3) 人的管理・物的管理
- 4) 韓国特許情報院が提供する営業秘密標準管理システム・管理実態診断および教育サービス

### 2. 営業秘密流出発生後の被害を最小化するための事前措置

- 1) 営業秘密の原本証明サービス
- 2) 技術任置サービス(Technology Escrow)

### 3. 企業間における取引時の営業秘密流出実態および事前防止策

### 4. 退職者による営業秘密の流出実態および事前防止策

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策



## 1. 営業秘密の保護措置 1) 営業秘密の範囲設定および分類体系の構築

保安管理をしてきたが、当該資料が秘密として分類又は表示されておらず、対外秘として管理していたと主張しながらも、**どのように分類及び管理していたのか立証できない事案**において秘密管理性を否認（ソウル中央地方法院 2009カ合412 判決）

### ❖ 営業秘密の範囲設定時の考慮事項

- 自社が**長い時間と費用**をかけて研究開発した技術又は加工した情報
- 他社と比べて技術的又は経営的な**比較優位**をもたらす技術又は加工された情報
- 技術的に、又は経営戦略上、他社に流出した際に**顕著な損害が予想**される情報

### ❖ 判例が認めた営業秘密の例示

- 一種の**失敗した実験データ**で回路設計図面に盛り込まれた温度補償回路図
- 船舶用エンジン部品の**単価リスト**
- オンライン及びオフラインの講師費単価、全体資金の現況、**顧客リスト**

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策



## 1. 営業秘密の保護措置 1) 営業秘密の範囲設定および分類体系の構築

### ❖ 営業秘密指定基準の例示

等級分類 (金額)	秘密有無 (等級)	分類基準
費用および努力の投じ具合 流出時の被害程度	営業秘密	I -流出時、会社の存亡が懸念される情報 -新たな競争者を発生させる情報 -会社に直接的に相当な売上を生じさせる核心情報
		II -流出時、売上および顧客との関係、技術開発の遅延などの被害が予想される情報 *営業部(例: 顧客の秘密情報、コンサルティングの産出物など) *ソリューション事業部(例: 顧客の秘密情報、プロジェクトの産出物) *研究所(例: 開発ソフトウェア、ソースコード、開発設計書) *経営企画チーム(例: 会社経営情報、会社情報、人事情報)
		III -一時的に会社の業務推進に障害を与えたり、競争者に有利な情報 -会社役・職員にだけ限定的に公開される情報
	一般文書 -情報の取得や開発のために特別な費用や努力が投じられない情報 -流出時、損失費用を無視できる程度の些細な情報 -公知され、広く知られており、秘密でないもの -刊行物などの媒体に掲載された情報、販売製品を分解して容易に入手できる情報	

営業秘密の未分類などを理由に秘密管理性が否定された事例

大法院2008. 7. 10. 宣告 2008ド3435 判決

光通信の受動素子であるスプリッタとAWG関連の電子ファイルなどが営業秘密に該当するかどうか争点になった事例で、業務ファイルについて重要度によって分類したり、対外秘または機密資料だという特別な表示をしておらず、研究員だけでなく他の生産職の社員も自由にアクセスすることができ、ファイルサーバ内に保存された情報を閲覧・コピーできた状況だったことを理由に、秘密管理性が否定された。

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 1. 営業秘密の保護措置 2) 制度的規則:秘密保持義務・競業禁止の約定



### ❖ 従業員の営業秘密保持義務(雇用期間中・退職後)

大法院1996. 12. 23. 宣告96ダ16605 判決:営業秘密保護法でいう'契約関係等により営業秘密を秘密として保持しなければならない義務'とは、**契約関係の存続中はもちろん、終了後でも**また、明示的に契約によって秘密保持義務を負担することに約定した場合に限らず、人的信頼関係の特性に鑑みて**信義則上または黙示的に**そのような義務を負担することに約定したと見なさなければならない場合も含む。

### 従業員の退職後、秘密保持の義務が問題となる事例

- ① 営業秘密が有形物に固定されない場合
- ② 従業員の**職務発明**の場合
- ③ 従業員が有する一般知識である場合:当該情報が営業秘密であることを主張する**原告(通常、営業秘密を保有する企業)側に立証責任がある。**

### ❖ 競業禁止の約定

#### 競業禁止約定の有効性認定要件

<大法院2010. 3. 11. 宣告2009ダ82244 判決>

- ① 保護する価値のある使用者の利益、② 労働者の退職前の地位、③ 競業制限の期間・地域および対象職種、④ **労働者への対価の提供の有無**、⑤ 労働者の退職経緯、公共の利益、⑥ およびその他の事情などを総合的に考慮

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 1. 営業秘密の保護措置 2) 制度的規則:秘密保持義務・競業禁止の約定



### ❖ 競業禁止の約定

#### 判断基準

営業秘密保持者がその営業秘密を独自開発するのに実際に要した期間、営業秘密、該当技術情報分野における新たな科学技術の発展速度や新製品の寿命周期(lifecycle)、営業秘密侵害者の人的、物的施設、特許権の存続期間など他の知的財産権の存続期間など

#### 競業禁止期間

法院の判例によると、侵害禁止期間は、公正かつ自由な競争の保障や人的信頼関係の保護などの目的を達成することに必要な時間的範囲に制限されるものであり、営業秘密の侵害者が侵害行為を通じて不当に得た**有利な出発(head start)**ないし**時間の節約**という優越的位置を相殺することができる期間を意味する。

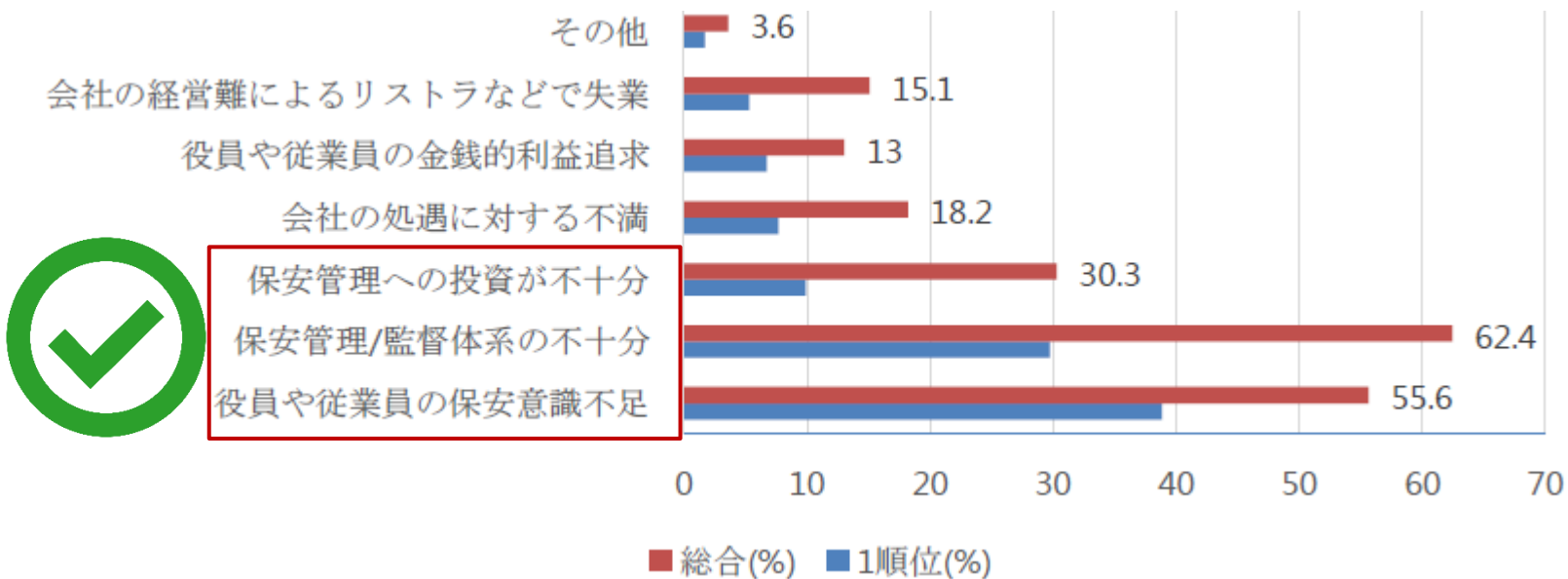
#### 競業禁止期間の起算点

**退職時**

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 1. 営業秘密の保護措置 3) 人的管理・物的管理

中小企業の技術流出事故の発生理由



# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 1. 営業秘密の保護措置 3) 人的管理・物的管理

### 在職中の従業員に対する管理事項

区分	主要内容
職員統制方法	-秘密取扱い者に対する秘密保持の約定書を請求 -秘密の取扱いについて履歴書を作成 -営業秘密の保安教育を周期的に実施 -営業秘密の取扱い場所に対する出入り統制とネットワークへのアクセス制限措置 -人事履歴および取扱い業務と情報を管理・保管
補償制度	-職務発明制度の積極的活用 -秘密取扱い者に対する特別手当の支給

### 外部者の管理

- ① 相手の営業秘密システムの確認
- ② 重要情報提供の回避
- ③ 提供する営業秘密の特定
- ④ 技術資料要求書の作成
- ⑤ 技術資料任置制度の活用

### 退職者に対する措置事項

区分	主要内容
退職者に対する統制根拠の確保	退職者が退職する際に作成した秘密保持の約定書、競争禁止約定書の保管 退職後、再就職する際に営業秘密侵害の可能性に対する教育実施
同種会社の創業、競合他社への就職時に警告措置 侵害禁止仮処分などの措置	立証が容易になるように、内容証明と配達証明郵便で警告措置。営業秘密侵害の可能性が著しく高い場合には、営業秘密侵害禁止の仮処分または転職禁止の仮処分などを法院に請求
退職者への特典提供	退職者に再就職先を斡旋 役員級の退職者に対し、非常任顧問職などを提案

### 物的管理

- ① 統制区域の設定
- ② コンピュータ管理
- ③ 書類など記録媒体の管理
- ④ 通信セキュリティ
- ⑤ 秘密管理における履歴の保管

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 1. 営業秘密の保護措置 4) 韓国特許情報院が提供する営業秘密標準管理システム

### ❖ サービスの概要



### ❖ サービス利用前に必要な構築事項

- 営業秘密管理組織および総括管理者の指定
- 営業秘密管理規定および指針の制定
- 会社内における部署別の主要保有情報の把握
- 営業秘密として表示・保管する情報の分類
- 営業秘密の管理およびシステム活用についての教育計画の樹立
- 物理的管理(統制区域の設定など)の適用
- 技術的管理(システムセキュリティなど)の適用



# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 1. 営業秘密の保護措置 4) 韓国特許情報院が提供する営業秘密標準管理システム

### ❖ サービスの構成

区分		使用内容
基本オプション		営業秘密標準管理システム
		原本証明PKIモジュール
		システム設置および使用者教育
		営業秘密保護関連のコンテンツ提供
追加オプション	A	保安全管理ソリューション(DRM/DLP)
	B	運営サーバーおよびDB管理ツール

### ❖ サービスの長所・活用方案

- 営業秘密の保護および管理費用の削減、営業秘密の保護および管理インフラの強化
- 標準化された管理体系の具現、営業秘密管理の効率化および管理プロセスの簡素化
- 原本証明サービスとの連携、各種保安ソリューションと連携可能
- 秘密管理性の立証
- 非公知性の立証
- 利用者の認識改善
- 管理実態診断および教育サービス

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 2. 営業秘密流出発生後の被害を最小化するための事前措置

### ❖ 営業秘密の原本証明サービス



#### ✓ 原本証明サービスと営業秘密保護法

- 2013年改正法: 営業秘密原本証明サービスに関する多数の規定が新設された。
- 原本証明書の登録時点と記載内容に**推定力を認めた**。2015年7月29日付で施行(法9条の2③)

#### ✓ 日本企業が原本証明サービスを利用する場合の留意点

- 公認認証書の登録が必須→国内に現地法人が無く、サービスの活用が原則不可能
- 韓国内の法務法人や特許法人の名義で原本証明サービスを申請
- 当該法務法人や特許法人との別途の契約が必要

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 2. 営業秘密流出発生後の被害を最小化するための事前措置

---

### ❖ 技術任置サービス(Technology Escrow)

技術任置制度(Technology Escrow)とは、システムの保守や技術奪取防止、担保、技術移転などの目的で、当事者の任置人がソフトウェア、技術資料、図面など営業活動に有効な技術上又は経営上の情報を信頼性のある第三者機関(受置人)と任置契約を合意した後に保管して、契約上一定の条件が発生すれば、任置物を特定の相手に交付する制度である。

#### ✓ 技術任置サービスの機能および活用方法

- 技術資料の安全な利用を保障、技術奪取の防止、
- 知的財産権保護および費用削減、企業の営業秘密保護

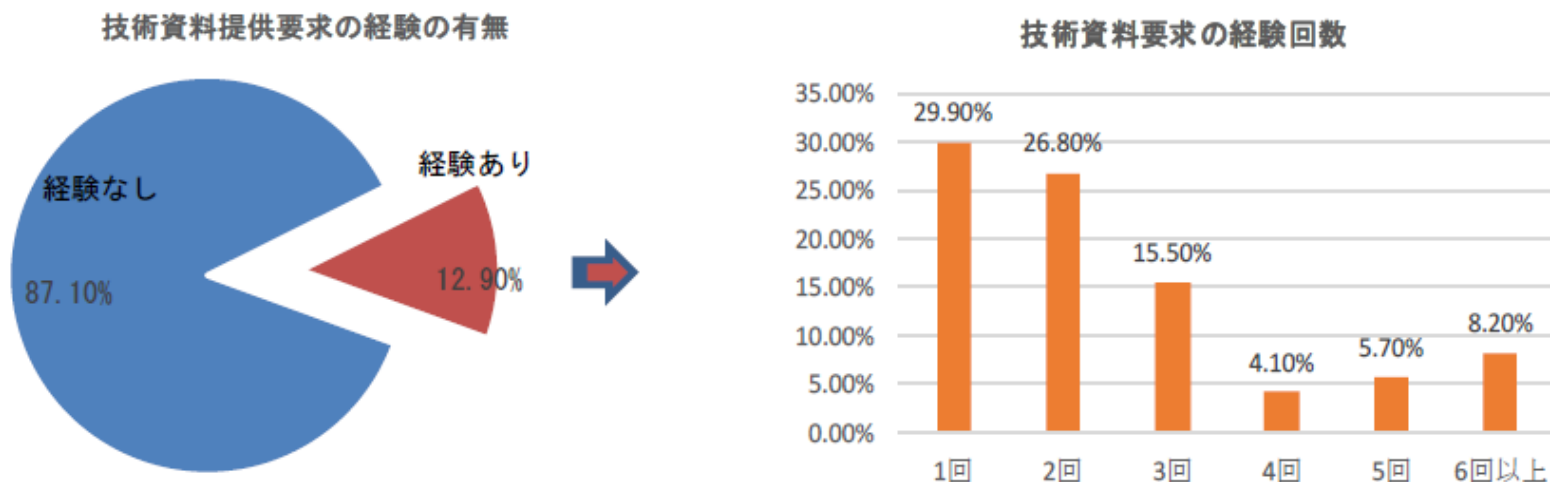
#### ✓ 日本企業が技術任置サービスを利用する場合の留意点

- 受託企業は、韓国の国内法によって中小企業と規定された企業を対象とする。
- 委託企業と任置企業については、法律に制限がない。

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 3. 企業間における取引時の営業秘密流出実態および事前防止策

### ❖ 中小企業と大企業間における取引時の営業秘密流出実態

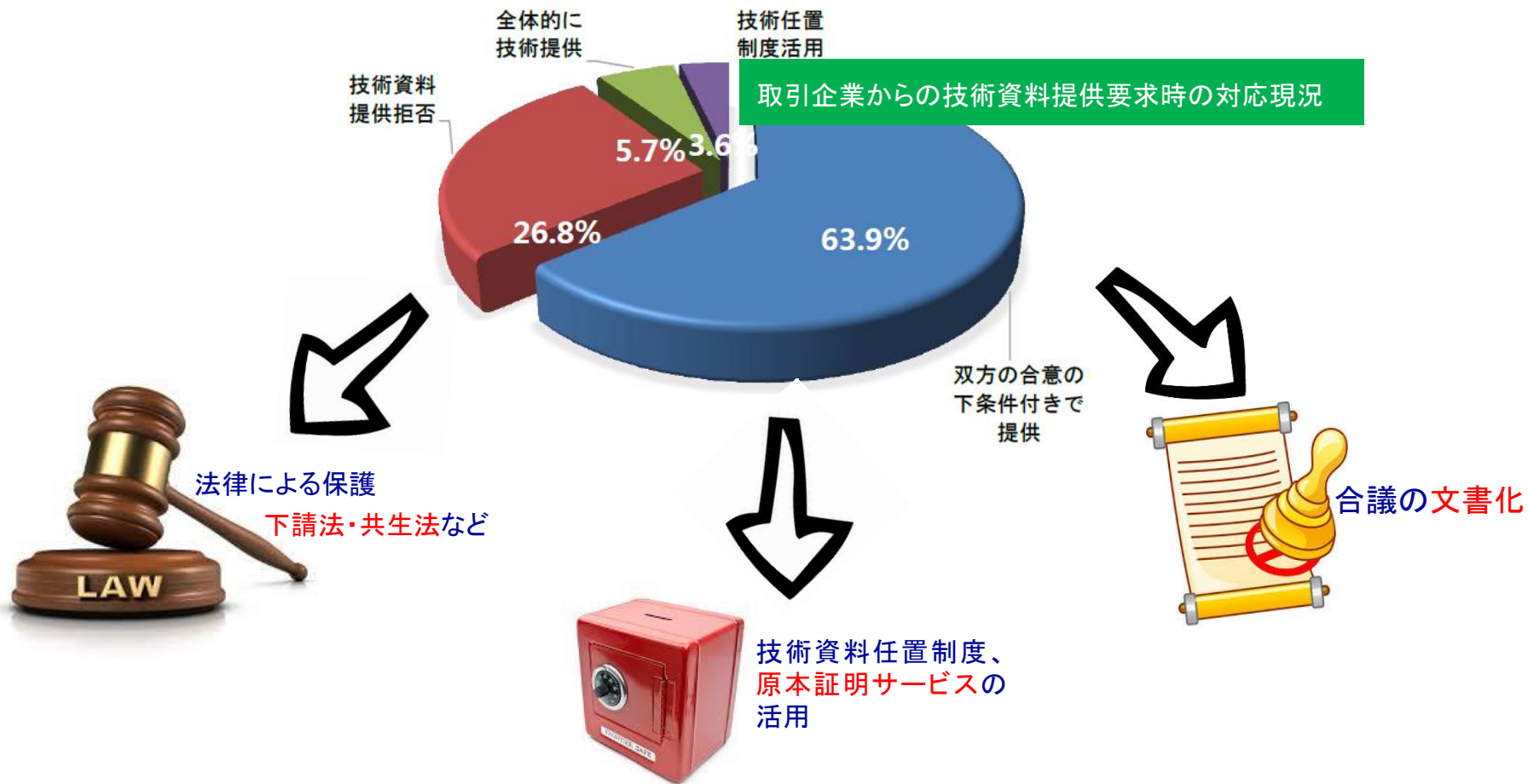


### ❖ 典型的な流出パターン

- 下請け取引関係を利用して確保した中小企業の技術を**系列会社に無断で流出**
- 協力中小企業の技術を奪取して、**下請代金の引下げに利用**
- 中小企業との**共同技術開発過程**において技術を奪取した後、独自に製品開発

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 3. 企業間における取引時の営業秘密流出実態および事前防止策



# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 3. 企業間における取引時の営業秘密流出実態および事前防止策

---

### ❖ 2011. 7. 6制定技術資料提供要求・流用行為審査指針

#### 正当な理由のない技術資料提供要求の例示

〈例示 1〉 原事業者が下請取引契約を締結する過程において、受給事業者の意思に反して秘密保持契約を別途に締結しなかったり、原事業者が契約によって技術資料を提供される正当な根拠がないにも関わらず、下請法第12条の3第2項による書面を交付せず、提案書などの技術資料を自己または第三者に提供するように要求する場合。

〈例示 2〉 原事業者が受給事業者の意思に反して原材料、価格、納品単価の構成内訳や原価などが含まれた技術資料を自己または第三者に提供するように要求する場合。

〈例示 3〉 受給事業者の意思に反して技術指導、品質管理を名目にその目的範囲を外れて過度に受給事業者の技術資料を自己または第三者に提供するように要求する場合。

〈例示 4〉 原事業者が受給事業者の意思に反して継続的な取引関係にある受給事業者との再契約時に、技術資料を提供しなければ再契約を締結しないというような態度を見せて技術資料の提供を誘導する場合。

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 3. 企業間における取引時の営業秘密流出実態および事前防止策

---

### ❖ 2011. 7. 6制定技術資料提供要求・流用行為審査指針

#### 正当な理由のある技術資料提供要求の例示

〈例示 1〉 原事業者が 受給事業者と技術移転契約を締結した後、その約定にしたがって技術資料に対する費用を支給して技術資料の提供を要求する場合。

〈例示 2〉 大・中小企業共生協力促進に関する法律第24条の2の規定<sup>67</sup>によって技術資料任置契約を締結した技術に対し、技術資料任置制度による交付条件が発生して技術資料を要求する場合。

〈例示 3〉 原事業者と受給事業者が共同技術開発のために提供することにした技術資料の内訳および成果配分条件などが含まれた共同技術開発約定を締結して、それにとまなう技術資料を提供するように要求する場合。

〈例示 4〉 原事業者が共同特許出願を行ったり、特許出願を支援する過程で受給事業者の技術資料を共有する場合。



# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 3. 企業間における取引時の営業秘密流出実態および事前防止策

### ❖ 2011. 7. 6制定技術資料提供要求・流用行為審査指針

#### 正当な理由のある技術資料提供要求の例示

〈例示 5〉 納品製品の瑕疵発生の原因究明、不良予防など共同の品質管理のために秘密保持義務などを規定した合意書を作成した後、技術資料を共有する場合。

〈例示 6〉 共同技術の開発参加の有無、新製品または新技術適用の有無、取引開始の有無などを決定するために、受給事業者の技術開発能力の評価または部品承認などに必要とし、秘密保持義務などを規定した書面を作成した後、技術資料の提供を要求する場合。

〈例示 7〉 随意契約時、または供給会社を対象にした指名入札による委託契約時、まだ市場価格が形成されていない注文品の基準価格を準備するために概略的な原価内訳が含まれた見積書を書面で要求する場合。

〈例示 8〉 原材料価格の変動による納品単価の引き上げ要請を受けた後、引き上げ幅を定めるために該当原材料の原価率の資料などを書面で要求する場合。

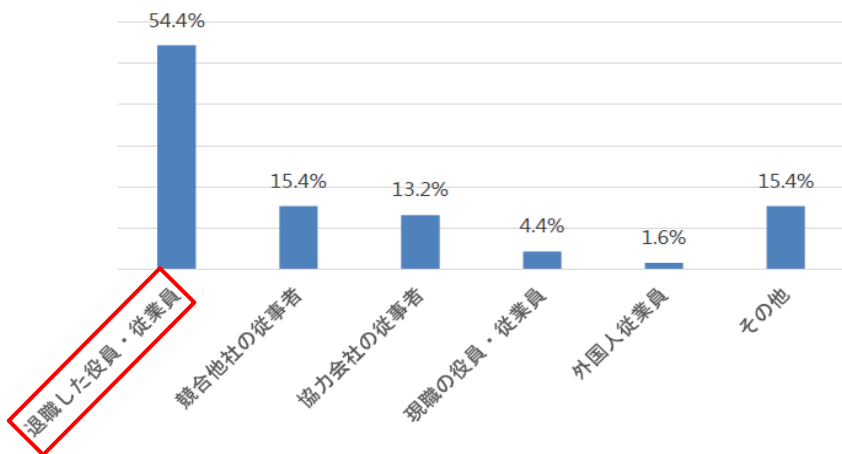
〈例示 9〉 受給事業者の要請で原事業者が原事業者の技術を伝授・指導、または受給事業者に対して経営指導をする過程において、同伝授・指導の目的上必要な最小限度の範囲内で技術資料を要求する場合。



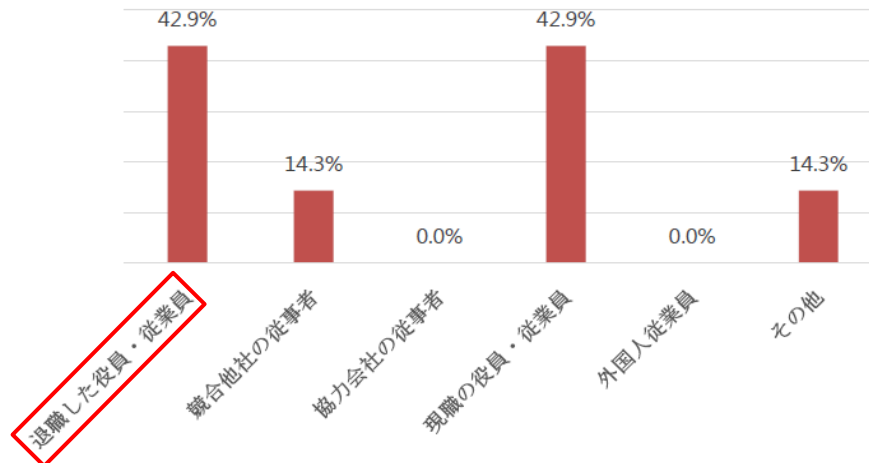
# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 4. 退職者による営業秘密の流出実態および事前防止策

### ❖ 中小企業における技術情報流出の関係者



### ❖ 大企業における技術情報流出の関係者



### ❖ 中小退職者による営業秘密流出の事前防止策

- ✓ 営業秘密の使用および公開を禁止する侵害禁止仮処分
- ✓ 転職禁止請求

### 韓国企業・日本退職技術者支援事業



2014. 12. 31.  
毎日経済新聞

# IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

## 整理(1)

---

### ❖ 韓国における営業秘密保護の問題点

- ✓ 起訴された刑事事件の有罪率(80%程度)が、一般の刑事事件の有罪率(99%)より低い。
  - 営業秘密事件の場合、実務捜査陣らの技術的背景知識が重要であるが、最近の犯罪手法の高度化に対し、捜査能力が追いついていないと思われる。
- ✓ 犯行で得る利益と経済的波長に比べて、刑事処罰の水位が極めて低い(懲役刑のうち、執行猶予の割合が非常に高く、罰金も少ない)。
- ✓ 証拠開示制度(Discovery)を採択していないため、営業秘密の侵害事実の立証が容易でなく、侵害額に対する立証も容易でないため、十分な補償を受けることができない。

### ❖ これらに対する対策

- ✓ 最大限、侵害の予防に注力する。侵害発生時、営業秘密の専門家(弁護士など)と必ず相談する。
- ✓ 営業秘密原本証明制度を積極的に活用する(営業秘密に対する推定力を付与→立証が容易)
- ✓ 営業秘密の取扱い時、取扱い者及び日時などの情報を文書化して保管する。
- ✓ 刑事告訴を提起して公権力による証拠収集を考慮する(十分な証拠の確保)。
- ✓ 仮処分申請を積極的に活用する(侵害拡大の防止)。

## IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

### 整理(2) 韓国の裁判所で確認する要素－秘密管理性について

確認事項	Check
✓ 会社内の情報のうち、営業秘密情報が分類されているか？	
✓ 営業秘密情報に秘密表示がなされているか？	
✓ 営業秘密情報に対して等級別にアクセス権限を付与しているか？	
✓ 保安規定と保安責任者を置いてセキュリティ教育を実施しているか？	
✓ 外部に公開する資料に営業秘密が含まれているか確認しているか？	
✓ 個人コンピュータ及びサーバシステムに対し、営業秘密保護遵守規定が適用されるのか？	
✓ 取引業者など外部業者との接触時に保安管理規定が遵守されているか？	
✓ 営業秘密情報への接近履歴を記録、管理しているか？	
✓ USB、携帯電話、ノートパソコンなどに対する統制は行なわれているか？	
✓ 入社者(新入/経歴職)に対する営業秘密の不正流入に対する管理は行なわれているか？	
✓ 退社者に対する営業秘密の流出防止管理は行なわれているか？	

ご清聴ありがとうございました

[www.hanyanglaw.com](http://www.hanyanglaw.com)

